

令和3年12月1日

令和3年第4回岬町議会定例会

第1日会議録

令和3年第4回（12月）岬町議会定例会第1日会議録

○令和3年12月1日（水）午前10時00分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり9名であります。

1番 谷地泰平	2番 欠 員	3番 奥野学
4番 中原晶	5番 坂原正勝	6番 反保多喜男
7番 欠 席	8番 欠 席	9番 竹原伸晃
10番 和田勝弘	11番 出口実	12番 道工晴久

欠席議員 2名、欠 員 1名、傍 聴 7名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田代 堯	まちづくり戦略室 危機管理監 兼危機管理担当課長	増田 明
副 町 長 中口守可	総務部理事 兼財政改革部理事	窪田 忠剛
副 町 長 松岡裕二	総務部理事	寺田 武司
教 育 長 古橋重和	財政改革部理事 兼 税 務 課 長	阪本 隆
まちづくり戦略室長 兼町長公室長	川端 慎也 しあわせ創造部総括理事 兼 住 民 課 長	今坂 嘉文
総 務 部 長 西 啓介	しあわせ創造部理事 兼生活環境課長	辻里 光則
財政改革部長	相馬 進祐 しあわせ創造部理事	松本 啓子
しあわせ創造部長	松井 清幸 しあわせ創造部理事 兼子育て支援課長	松下 亨
都市整備部長	奥 和 平 都市整備部理事	吉田 一誠
教育次長兼指導課長	澤 憲 一 会 計 管 理 者 兼 会 計 室 理 事	福井 智淑
まちづくり戦略室理事 兼人事担当課長	廣田 尚司 教育委員会事務局理事 兼生涯学習課長 兼青少年センター所長	小川 正純

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 鈴木真澄 議会事務局主査 池田雄哉

○会 期

令和3年12月1日から12月22日（22日）

○会議録署名議員

10番 和田勝弘 11番 出口 実

議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	一般質問

(午前10時00分 開会)

○道工晴久議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和3年第4回岬町議会定例会を開会します。

ただいまの時刻は、午前10時00分です。

本日の出席議員は9名、欠席議員2名の辻下議員、小川議員については欠席届が提出されております。欠員1名でございます。

出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立いたしました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○道工晴久議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。10番、和田勝弘君、11番、出口 実君、以上2名の方をお願いいたします。

○道工晴久議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日12月1日から12月22日までの22日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日12月1日から12月22日までの22日間と決定いたしました。

これより本日の会議を開きます。

それでは、今期定例会の開会に当たりまして、町長から挨拶を求められておりますので、これを許可します。

町長、田代 堯君。

○田代町長 ただいま議長のお許しを得ましたので、令和3年第4回定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の定例会には、何かとご多忙中にもかかわらずご出席を賜り、心より御礼を申し上げます。

師走を迎え、本年もいよいよ押し迫ってまいりました。昨年に引き続き、本年も新型コロナウイルスが私たちの生活と社会経済活動に大きな変化をもたらしてまいりました。

そのような中、これまで本町では住民の皆様の命と健康、生活を守るための対策に努めてまいりました。

新型コロナウイルス感染症は、我が国では、現在、落ち着きを見せていますが、新たな変異株の感染者が国内で初めて確認されるなど、今後、感染の再拡大が懸念されております。

本町としましては、ここで気を緩めることなく、ワクチンの追加接種等の準備を引き続き進めてまいります。

さて、11月28日をもちまして、深日・洲本ライナーの運航が無事終了いたしました。今年度はコロナ禍の中、また14日間という短期間の運航ではありましたが、合計2,143人うち、自転車462台と、たくさんの方にご乗船いただき、一日平均では過去最多となる約153人となりました。

また、乗船者のうち、約22%の方がサイクリストで、本町が取り組む広域サイクルツーリズムに対する需要の高さを改めて確認できた結果となりました。

この結果を受け、本町では4年後に開催される大阪関西万博などの将来も見据え、広域型サイクルツーリズム事業を引き続き推進することにより、新たな人の流れを構築し、“みなと”を核としたまちづくりを推進できるよう、今後につきましても、関係機関と連携して取り組んでまいります。

議会の皆様におかれましては、本事業の推進に当たり多大なるご協力を賜り、誠にありがとうございました。改めて心より御礼を申し上げますとともに、今後につきましても、引き続き、ご理解・ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

さて、本定例会にご提案申し上げます議案につきましては、令和3年度岬町一般会計補正予算（第9次）についてなど、補正予算についてが4件。岬町過疎地域持続的発展計画の策定についてなど、事件案件についてが4件。岬町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてが1件。公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正についてなど、条例の一部改正についてが2件。岬町固定資産評価審査委員会委員の選任に係る人事案件が1件。以上、議案12件でございます。

何とぞよろしくご審議いただきますようお願い申し上げます、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうか、よろしく願いいたします。

○道工晴久議長 以上で、町長の挨拶が終わりました。

○道工晴久議長 日程第3、一般質問を行います。

順位に従いまして一般質問を許可します。

なお、本日の一般質問は、新型コロナウイルス感染症防止対策として、議員と議員との間に暫時休憩を取り、マイク等の消毒及び換気をしながら行いますので、皆様方のご協力をよろしくお願い致します。

また、質問者、答弁者のマスクの着用については各自の判断にお任せをいたします。

マスクを着用されますと聞き取りにくい場合がありますので、できるだけマイクの近くで質問及び答弁を、ゆっくりと大きな声でお願いを申し上げます。

それでは、奥野議員の答弁者のみ残っていただいて、他の方は退席をお願いします。

一般質問を行います。初めに奥野 学君。

○奥野 学議員 おはようございます。奥野 学でございます。

質問させていただく前に、過日9月19日に行われました岬町長選挙におきまして、4期目の再選をされました田代町長、改めましてご当選、誠におめでとうございます。

3期12年のいろいろなご努力による実績が住民の皆様方に信頼された結果であります。今後、4年間ににおきましても引き続き町民皆様方がさらに安全で安心して暮らせるよう、また、今の岬町で最重要課題であります新たなみさき公園の早期開園、関西電力多奈川発電所跡地への企業誘致など、岬町がより一層活性化し、元気なまちとなり、多くの方々が岬町への移住、定住、また訪問したくなるようなまちづくりも併せて取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願い致します。

それでは、一般質問を行います。

まず、1点目の質問は、本庁舎内の1階、2階の整備についてお聞きをいたします。

本庁舎の建替えは、予算上、先送りとなっております。そこで、せめて現庁舎内において1階、2階のフロアに住民の皆様が来庁時気分よくお越しいただけるようなことはないかと考えました。

現在、各課の案内看板は小さい白いプレートを鎖で吊り下げて、担当課だけの表示となっております。

また、天井の照明も薄暗く、LED照明に替え、明るくならないものかと以前より思っていました。

そして、職員の皆様の執務室が書類などで山積みとなっており、大変煩雑となっております。

先日、泉佐野市本庁舎と新築になった和泉市役所本庁舎に視察に行ってきました。

ここに、そのとき撮影した担当課表示看板の写真があります。

(写真提示)

こういうものですがけれども、担当課名だけでなく、各課の業務内容など細かく表示されていて、迷っても各課の前に行けば届出などすぐに対応していただけるようになっています。

また、天井もLED照明で明るくして、快適に事務処理、住民対応がなされていました。

そして、過日、松岡副町長が、今後、官民連携業務による講師とともに3階に挨拶に来られました。

その方は、オフィスミカサ代表の長野ゆかさんです。その方の名刺には、整理収納アドバイザー1級認定講師の肩書がありました。

この講師にアドバイスをしていただき、執務室をすっきりとしませんか。

この3点についての所見をお尋ねいたします。

○道工晴久議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 お答えさせていただきます。

1点目の案内看板につきましては、現在、各部署には課名を表示する看板を掲示しておりますが、窓口にお越しの方にとっては課名だけでは業務内容は分かりにくいところもあるかと思えます。

また、国際化の中で外国から来られた方も役場へ来られる機会が増えており、漢字表記の案内だけでは案内サインとしては不十分でありますので、来庁者の視点に立ち、他団体の事例等も参考にし、改善の検討を進めてまいりたいと考えております。

2点目の照明につきましては、令和元年に実施した庁舎整備に関する住民アンケートでも庁舎利用時に困ったこと、不便に感じたことについての設問で、建物内の照明が暗いとの回答を最も多く頂いております。

フロアの明るさは、天井や壁、床の色によって印象が変わってまいりますが、本庁舎の室内はダークトーンの色が多く使われており、全体的に暗い印象を持たれやすいと考えております。

令和2年にPCB器具の取替えとして執務室を中心に119基の照明器具を取り外し、161基のLED照明器具の取付けを行い、照度環境の向上を図っております。

今後も、LED照明の切替えを行い、適切な照度を確保してまいりたいと考えております。

3点目の執務室内の整備につきましては、これまでも一般質問をいただいており、繰り返し各課へ整理の徹底を通知しておりますがなかなか進まず、執務室内に文書があふれている状況にあります。

副業人材登用による実証実験の一環として、このたび採用した行政アドバイザーの方からも、

庁内執務室の整理に関するご意見を頂いており、その意見も踏まえ、改めて各課へ執務室内の整理を指導してまいります。

執務室内の整理につきましては、根本的に文書の総量を減らす必要があると考えております。

そのためには国が進める行政のデジタル化に積極的に取り組み、文書管理システムや電子決裁システムによるペーパーレス化により文書の削減、共有化を図り、文書量を削減し、執務室内の整理を図ってまいりたいと考えております。

○道工晴久議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 西部長より3点の答弁をいただきました。

案内看板については、今後、改善の検討を進めるとの答弁もいただきました。よろしく願いいたします。

照明については、令和2年度に119基、器具を取り外し、161基のLED照明を取り付けていただいておりますが、まだまだ暗いように思いますので、残りもLED照明に切り替えていただき、さらに明るくしていただくことを要望いたします。

執務室の整理についても行政サービスアドバイザーからその意見を踏まえ、改めて整理を指導いただき、さらに執務室内の整理を図りたいとの答弁をいただきました。

この場での言いつばなしの答弁でなく、着実に進めていただくことを強く要望しておきます。

続いて、2点目の質問は、深日漁港ふれあい広場の活性化についてお聞きいたします。

この広場の移管問題については反保議員並びに私からも再三質問させていただきましたが、大阪府からは全く進捗がありません。

今回は、移管を受けるためにはどうすればいいのか、ピンポイントでお聞きいたします。

平成23年11月27日に大阪府知事選挙、大阪市長選挙があり、知事には松井氏、市長には橋下氏が当選され、またしても大阪維新の会の圧勝に終わりました。

それ以来、大阪維新の会が大阪府知事、大阪市長を務めていただいております。

しかし、この広場についての悪臭問題と内水排除、この2点をどのような方法で対処すればいいのかということでございます。

現在、平成19年悪臭発生以来、大阪府において年一、二回汚泥抜きをやっていただいております。

しかし、岬町より内水排除のポンプの設置要望については再三要望しておりますが、全く進捗が見られません。

令和3年10月31日に衆議院総選挙がありました。私の所属する自民党公認候補、谷川とむ

候補とともに深日漁業協同組合事務所及びその周辺の方々に選挙のお願いに参りました。

その住民の方々から、「維新に頼んでも全く進まないの、谷川とむさん何とかしてください」との強い要望を頂きました。

その後の開票で、谷川とむ候補は、比例復活で夜中午前3時の当選となりました。政権与党の代議士に改めてならせさせていただきました。

岬町地元のため、この広場問題を大阪府とも調整しながら、国のほうでも何とか前向きに考えていまいしょうとの谷川とむ代議士本人から力強い言葉を頂いております。

谷川とむ代議士より、次の2点について具体的に確認しておいてくださいと言われてしています。

1. 内水排除ポンプ施設にはどれくらいの予算が必要なのか。
2. 悪臭対策として、岬町ではどのような構造にすればいいと考えているのか。

この2点について聞いておいてくださいと言われてしています。この2点についての答弁をお願いします。

○道工晴久議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまの奥野議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、深日漁港ふれあい広場の整備のことについてご説明をさせていただきます。

深日ふれあい漁港整備事業は、大阪府が事業主体となり、平成20年度までに埋立て造成や防波堤等を整備した後に、社会経済情勢の変化により計画変更され、平成26年度から多目的広場の整備として再開され、平成28年度にトイレ、給排水、照明設備などの整備がされ、事業が完了しております。

この、ふれあい漁港整備に伴いまして、排水函渠からの悪臭問題と内水排除の問題が起こり、周辺住民の皆様には大変ご迷惑をおかけした経緯がございます。

さて、ご質問の内水排除ポンプ施設整備にはどれくらいの予算が必要かとのご質問であります。この問題の契機は平成21年及び平成22年に発生した大雨により、深日北出地区に浸水の被害が生じたことが発端であり、町としては住民の生命と財産を守ることが最優先であるとして、大阪府による埋立て造成が起因して浸水したものの考えから、大阪府に埋立て造成事業概要の安全性の立証と抜本的な浸水対策の実施を要望したところでございます。

この要望に対する答えや排水ポンプ施設整備に係る費用についても、大阪府から提示される予定と考えておるものでございます。

次に、悪臭問題は平成19年8月の排水函渠全区間供用開始後、11月に深日漁港周辺から悪臭の苦情があったことが事の始まりでございます。

この悪臭の原因は、函渠内にごみ、海藻が堆積し、堆積腐敗したことによるものと判明し、その後、大阪府により逆流防止のためのテトラやスクリーンが設置されました。

それ以降、現在まで、町は大阪府とともに週1回の函渠内の堆積状況の確認及び臭気の観察を行い、その結果を周辺自治区の皆様に各戸配布により報告しているところでございます。

また、これと併せて、大阪府により年2回の函渠内バキューム清掃が実施されております。

こうしたことにより、現在は悪臭が発生していない状況であります。これにつきましても、町としては抜本的な解消対策を実施していただくよう大阪府に要望しているところであり、具体的な排水函渠に係る構造等の改善策についても求めているところとなっております。

ちなみに、平成19年11月に悪臭が発生したことに伴い、同月、町長、議長に周辺住民の皆様から本件対策の直訴があり、それ以降、これまで町も交えた大阪府から地元に対する説明会や意見交換会の回数は18回を重ねております。

また、平成27年度には、大阪府水産課と町長及び町幹部職員、土井府議会議員が出席しての協議を3度行っております。

その他、個別対策や担当者間での協議も何度となく行ってきております。

以上のように、本町はふれあい広場の移管そのものを否定しているものではなく、まず、浸水被害や悪臭が起らないハード面の抜本的な対策が実施された後に協議すべき事項であると考えていますことから、これまで協議を重ね、大阪府に早期に施設改善をしていただくよう要望しており、今後も抜本的な解消に向けた要望を継続していきたいと考えているところでございます。

また、広場の活用につきましては、この広場が漁業関係者と住民のふれあいの場となるよう、深日漁協を始め、地域の方々と連携を図りながら、深日漁港ふれあいフェスタの継続、また深日洲本航路の定期運用や新たなみさき公園の整備が実現すれば、これらの事業と連携することによって広場を活用した地域の賑わいを創出できる取組みを推進できるものと考えているところでございます。

○道工晴久議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 先ほどの吉田理事の答弁からは、またしても谷川とむ代議員からの質問には明確な答弁をいただけませんでした。このまま、また大阪府、いつのことになるのか分かりません。

そこで、田代町長に再要望させていただきます。

先ほど、吉田理事の答弁では、谷川とむ代議員には、今日の答弁を連絡することはできません。もう少し明確な答弁をもらえるよう、早急に大阪府に対し強く申入れをしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

これでこの質問は終わります。

続いて、3点目の質問は、現在、解体中の関西電力第二発電所跡地への企業誘致についてお聞きいたします。

現在、第二発電所は鋭意、建物等が解体中であり、まだかなり時間がかかりそうであります。この間を利用して、今後の岬町での最重要課題であります企業誘致問題です。

優良企業進出により、雇用等で若者が岬町に定住していただき、経済活性化を図りたいと思うところであります。

去る令和3年8月29日の日本経済新聞の朝刊に、総務省による地方創生人材支援制度の記事が紹介されています。

この制度は、平成15年度より、およそ全国290の市町村にデジタル分野などの人材を送ってきた実績があります。

今回は、世界中で取り組んでいる脱炭素分野にも詳しいグリーン専門人材を派遣対象に加えられます。

発電所跡地は38ヘクタールあり、この広大な土地は関西電力所有地であります。岬町がこの人材派遣制度を利用して、企業と岬町とのマッチングにより素晴らしい誘致が少しでも進むきっかけになればと思う次第です。

水面下で関西電力と岬町において話し合いをしていただいていると思いますが、我々にはその動きが全く見えてまいりません。

これからは、少しでもアクションをかける手段が必要ではないかと考えております。

岬町で、この人材派遣制度の活用はいかがでしょうか、答弁をお願いいたします。

○道工晴久議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 お答えさせていただきます。

関西電力火力発電所跡地の企業誘致につきましては、これまでも説明させていただいておりますが、関西電力、大阪府、岬町が連携して企業誘致を進めております。

進出第1号となったニューレジストンさんは、町が関西電力さんに紹介し進出となったもので、本町も積極的に誘致活動に協力を行っているところです。

現在、撤去が進められている第二火力発電所跡地につきましては、町は雇用が生まれる地域の核となる製造業の誘致に関西電力さんをお願いをしており、先日も町長は関西電力火力事業本部長である高西執行役常務と面談し、町の思いとともに、町として企業誘致に積極的に協力していくことを伝えたところであります。

議員ご紹介の制度につきましては、脱炭素の実現に向けた国と地方や官民の橋渡しとなる人材を派遣し、再生可能エネルギーや省エネルギーを地域経済の活性化につなげる施策と認識しております。

本町では、多目的公園に太陽光発電を誘致し、脱炭素の実現に向けた取組みを進めており、発電所の跡地につきましては、関西電力、大阪府との連携により製造業等の事業者の誘致に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、総務省による「地方創生人材支援制度」につきましては、既に本町でもこの制度により、当時の種村副町長の派遣をいただいております。今後も必要に応じて活用してまいりたいと考えております。

○道工晴久議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 現在、解体中の多奈川第二発電所の施設は、2023年4月に解体終了予定とお聞きしております。

あと1年5か月もかかります。この間に、何としても優良な製造業が誘致できることを願うばかりです。

担当課におきまして、鋭意ご努力をよろしくお願いしたいと思います。

この質問はこれで終わります。

続いて、4点目の質問は町内ブロック塀についてお聞きいたします。

先日、深日地区の住民さんより、私に、深日小学校通学路に2か所、ブロック塀が古くなり亀裂が入り、大変危険な箇所があると連絡を頂きました。

すぐに教育委員会と都市整備部の担当者に危険ブロック塀宅を訪問していただき、そして、ブロック塀の補修に対する補償制度の説明をしていただきました。

そこで、改めてお聞きいたします。

全通学路の点検は済んでいるのか。また、町内の点検はどこまで進んでいるのかをお聞きいたします。

それと、またブロック塀撤去改修補助金として、毎年300万円の予算がついていますが、平成30年度からブロック塀補助金の問合せ件数及び申請件数をお教えいただきたいと思います。

○道工晴久議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

平成30年6月18日に、大阪府北部で発生した地震により、高槻市立小学校プールのブロック塀が倒壊し児童が亡くなるという事故を受け、同年6月21日付で、大阪府教育庁より、「通

学路におけるブロック塀等の安全点検について」依頼があったところであります。

この通知を受け、町内の小中学校の協力を得て、通学路の安全点検を実施し、同年6月29日付で大阪府教育庁に点検結果の報告を行っております。

この点検実施後、子どもたちには登下校の際、危険と思われるブロック塀のそばを通らないよう指導を行っております。

その後、同年7月2日付で大阪府教育庁より「学校施設におけるブロック塀等の安全点検と状況調査」依頼があり、同年7月5日付で調査報告を行っております。

この調査により、淡輪小学校敷地内にあるブロック塀について建築基準法を満たしていないことが判明したため、同年10月に既存のブロック塀を撤去し、改修工事を実施しております。

○道工晴久議長 都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 私からは、町内のブロック塀の安全確認について、奥野議員のご質問にお答えさせていただきます。

平成30年6月に発生した大阪北部地震において、ブロック塀の倒壊による死亡事故を契機に改めてブロック塀の安全性が問題になりました。

これを踏まえ、本町におけるブロック塀の安全確認については、国土交通省が示す安全チェックに基づきブロック塀の高さが1メートル20センチ以上の場合、控え壁が敷地側に3メートル40センチ間隔で必要なことやコンクリートの基礎があるかなど、ブロック塀の外観を点検することになりますが、本町では、ブロック塀の構造を道路から目視により確認することができない状況であることから、町内のブロック塀の所有・管理をされている住民の皆様にはブロック塀などの安全点検を行っていただくよう周知を行っているところでございます。

その周知方法としましては、ブロック塀の所有・管理者がブロック塀の安全確認が容易にできるよう、先ほども説明をしましたが、国土交通省作成の「ブロック塀の点検チェックポイント」を活用し、確認方法などが分からない方へは、大阪府の相談窓口や民間の相談窓口を平成30年6月22日から町のホームページに掲載するとともに、同年7月1日の岬町広報回覧で行っております。

また、平成30年10月1日から地震による人的、経済的な被害を軽減するとともに、地震発生時の避難路の確保を図る目的として道路に面した危険なブロック塀などの撤去及び改修工事の費用に対する補助金交付制度を導入し、住民の皆様には活用していただいております。

この補助金交付制度の概要に関する広報につきましても、町のホームページに掲載、固定資産税納税通知書に同封及び岬だよりに掲載など、また町施設のカウンターなどにパンフレットを配

置するなど、危険と判断されるブロック塀などを所有して、その対応方法などに困っている方々に周知しております。

続きまして、危険な町内のブロック塀などの補助金の問合せ件数と申請状況はということで、問合せ件数につきましては、平成30年6月18日の大阪北部地震発生以降、お電話で匿名の方もおられますので重複の可能性も考えられますが、平成30年度の問合せ件数72件、申請件数10件。平成31年度の問合せ件数22件、申請件数8件。令和2年度の問合せ件数20件、申請件数5件。令和3年11月10日現在の問合せ件数7件、申請件数4件。平成30年度から令和3年11月10日現在までの合計としまして、問合せ件数が121件、申請件数が27件となっております。

以上のように、年々の問合せ件数や補助申請が時間の経過とともに減少しておりますが、今後も町内にある危険なブロック塀などの所有・管理者に向け、対応を行っていただけるよう啓発を行ってまいります。

○道工晴久議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 先ほどの澤次長の答弁では、登下校の際、危険と思われるブロック塀のそばを通らないよう指導を行っているとのことですが、毎年、子どもたちに機会あるごとに指導の徹底をよろしく願いしておきます。

そして、奥部長の答弁の中で、令和2年度補助金問合せ件数20件、申請件数5件ということは、予算300万円を確保していただいておりますが、実際、申請件数は5件ですので、75万円だけの執行に終わっております。

まだまだ予算が残っております。また、いつ大きな地震が発生するか分かりません。さらに補助内容を移設に困っている方々に周知していただきたいと思います。

この質問はこれで終わります。

最後に5点目の質問は、各小学校体育館空調設置についてお聞きいたします。

以前、坂原議員、小川議員、そして私の3人で箕面市へ視察に行き、空調機設置を教育委員会担当に提案してまいりました。

岬町においても教育委員会担当者の努力により、各3小学校体育館空調機設置工事が令和3年10月4日に入札があり、各3小学校体育館に来年、令和4年1月31日までに空調機が設置されることになりました。大変うれしいことでもあります。担当課においては大変ご苦勞様でございました。

この設置により、各小学校体育館が避難所として利用されるときなど、停電時でもLPガスに

より発電されエアコンが稼働されます。

そこで、体育館への空調機設置後、一般開放でも使用する使用料等についての検討状況はどうなっているのかをお聞きいたします。

○道工晴久議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

淡輪小学校、深日小学校、多奈川小学校の3小学校体育館への空調機器設置につきましては、本年8月17日にLPガス振興センターの補助金採択を受けた後、10月より設置工事に着手し、令和4年1月末の完了を目指して事業を進めており、令和4年度より各小学校体育館での空調機器の使用が可能となります。

一般開放で利用される空調機器の使用に当たってはコインタイマーを設置し、有料で使用していただく予定としております。

利用料金につきましては、現時点ではまだ決まっておりませんが、先行自治体の利用料金等を参考にしながら決定させていただきたいと考えております。

○道工晴久議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 各小学校体育館に避難所開設時には、このエアコン設置により快適に過ごすことができるようになります。

また、小学生が熱中症対策のため屋外での授業ができないときなどは体育館内で授業をすることが可能となります。

今後、町民体育館、岬中学校体育館にも早期に同じ空調機設置をしていただけることを強く要望し、私の質問を終わります。

○道工晴久議長 奥野 学君の質問が終わりました。

暫時休憩します。

入れ替わりますので、3分程度休憩したいと思います。よろしく申し上げます。

(午前10時43分 休憩)

(午前10時46分 再開)

○道工晴久議長 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 大阪維新の会、竹原伸晃でございます。ご指名いただきました道工議長、誠にありがとうございました。

令和3年第4回定例会におきまして、岬町行政に向けて私の気になる点、また、まちの方向性などについて質問したいと思います。

理事者の皆様には明快な答弁をよろしくお願いします。

通告に沿って進めさせていただきます。

まず、初めに、泉州市町の広域連携の加速化をということをテーマとします。

背景として、複雑化する行政の役割、またスピードを求められる案件が増加している。コロナの対応によっても、昨日言っていたことと今日言っていることが変わってきている。これに対応していただく行政には深く頭の下がるところでございますが、何より専門性が必要になってくる、そういうことがあると思われま。

我が町の人口約1万5,000人、この規模でどれだけの職員が雇えて、どれだけの仕事をいただけるのか、かなり難しい面もありますが、そうなったときに、その業務を誰がするかということになりますと民間委託するというのも一つの手ですが、広域で取り組むといったことも重要になってくると思っております。そこで質問となります。

岬町にも様々な分野において広域連携しませんかというオファーが行政のほうにいろいろな分野で来ていると思われまますが、どのような話があるのか、端的に答弁をお願いしたいと思います。

○道工晴久議長 総務部理事、寺田武司君。

○寺田総務部理事 竹原議員のご質問にお答えさせていただきます。

人口減少や少子・高齢化などの進展により、医療・福祉・消防・防災など、幅広い分野において行政課題が発生し、行政に求められる役割が大きくなる一方で、厳しい行財政運営を強いられている状況もあり、単独での行財政改革を進めることに加え、近隣団体などと連携し、地域全体で協力することにより、単独では解消困難な様々な課題に取り組んでいくことが重要であると考えております。

本町では、これまでに泉佐野以南の市町村で広域化する行政課題について調査・研究を行い、あらゆる分野で広域連携を推進し、地方分権の進展及び行政の効率化を図るため、泉州南広域連携勉強会及びワーキングチーム会議を設置し、スケールメリットを活かした行政のスリム化が見込まれる事業について取組みを進めてきております。

現在、本町における広域連携の状況につきましては、主なものを申し上げますと、一部事務組合として泉州南消防組合、機関等の共同設置では広域福祉課、泉佐野市に事務委託しております休日診療所を運営している泉州南部初期急病センターなどがございます。

また、地方分権改革において、大阪府から権限移譲を受けた農林・保健分野に関する事務など、

様々な分野で広域連携を行っております。

ご質問の新たな連携の進捗状況ですが、3市3町の枠組みの中で、埋蔵文化財に関する事務について連携できないか協議してきました。

しかしながら、本町及び熊取町においては参加を見送っております。

本町としましては、単独で事業を実施するよりも、負担金の額が増大となることや専門職を育てる観点から、今回、参加を見送ったところでございます。

他の事務の連携につきましては、防災備蓄品の共同調達やAEDの共同調達、コピー用紙の共同調達など、契約事務を含めた事務を共同でできないか検討しているところでございます。

複雑化、高度化する住民ニーズへの的確な対応や行政課題解決のために近隣市町を中心に広域連携による事務処理等の協議を行っているところでございます。

今後も経済性や効率性などを検証しながら取組みを継続するとともに、新たな広域連携の実施についても検討していくなど、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 担当理事より詳しく説明をいただきました。

広域化を進めるオファーが来ているといったところでございますが、慎重に見極めていただいている。

私は、広域を進めるべきだという立場もあるのですが、お聞きしたところ、折り合い困難な部分もある中で、それは当然のことかと思っております。

全部が全部広域化するというのを目指すわけではなくて、岬町というのは、やはり大阪の一番端で、どうしても人口が少ない、予算規模が少ないというところから、大きいところにばんと入ってしまうと意見が言いにくいとか、通りにくい面があると、このようにも思っております。

この後でも言いますけれども、泉州南消防組合においては、何となく負担金が多いのではないかと思っておりますけれども、それはまた後ほど触れますが、一度参加してしまうと、なかなか出ることできないと、このように思っておりますので。

時には慎重に、時には大胆にリーダーシップを取っていただくように、観光の分野では結構岬町はどんどん進んでいただいておりますので、そのところもしっかりと進めていただけたらと思います。

また、答弁の中でありましたけれども、事務方のレベルではどのような分野でできるかという勉強会があるとお聞きしましたが、次の質問に行きますと、泉州地域都市制度勉強会、これは対象とするのは首長の皆さんだと思われませんが、岸和田市、泉大津市、泉佐野市、和泉市、高石市、

泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、現在7市2町で共同で考えておられるというところで、泉州地域都市制度勉強会というものがありますが、入ったからといって何かを目指していくというものではなくて、議論に参加することによって協働して課題を解決できるものがないかという勉強会だと思われま

す。以前にも質問させていただいたのですが、そのときは参加はまだできないという結論だったのですが、時代が少しずつ変わってくる中で、私のほうから、今回、これを機会に参加してはどうかという提案をさせていただきたいと思いますが、行政はどう考えておられますでしょうか。

○道工晴久議長 総務部理事、寺田武司君。

○寺田総務部理事 竹原議員のご質問にお答えします。

泉州地域都市制度勉強会の参加につきましては、令和2年3月議会でもご質問いただいております。

勉強会の目的は、急速に進展する人口減少、少子高齢化社会に対応できるように泉州地域において、住民サービス水準の維持・向上を図りながら、連携による自治体経営を構築していくための有効な手段について研究することを目的としてございます。

本町においても、令和元年12月に勉強会への参画依頼がございました。

本町では、「みさき公園」の再生を始めとした諸課題が山積していることから、目前の諸課題を解決することを最優先としており、勉強会の参加については見送らせていただいております。

しかしながら、地域間競争が激しくなり、地方分権の推進、広域的な行政需要が増大する中で、住民サービスの水準の維持・向上を図りながら、持続可能で自立性の高い自治体経営を構築していくための有効手段について研究し、行政間での話し合い、それぞれの意見を吸い上げることができる泉州地域都市制度勉強会は大変重要な組織であると理解しており、共通する地域課題の解決に向けた連携は有効であると考えますが、各市町それぞれの実情に合わせて事業を行っており、まずは本町の最優先課題であるみさき公園の再生に取り組むことが重要であると考えております。

また、勉強会については緊急事態宣言などにより、何度か開催が延期されたと聞いてございます。

参加については、現状の関係市町間における具体的なテーマや取組みの有効性を見極めながら参加時期については慎重に判断したいと考えております。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 行政の判断によるところになりますが、参加して時間を取られるとか、手間が増えるとか、そういうことはあると思うのですけれど、実りある話ができるかと思っておりますので、私

からは、できるだけ早期に参加していただきたいと要望をさせていただきたいと思います。

1点目についての質問をこれで終わります。

(2) 町内各種共通の課題の手助けをというテーマで質問させていただきます。

私、議員という立場でいろいろな人とお話をさせていただきます。また、地域の中でいろいろなボランティア活動などさせていただいておりますので、たくさんの人とお話をさせていただきますが、どこの団体においても共通の課題というのが、最近目立ってきております。

というのは、一番大きいのは後継者不足です。会を構成している方の高齢化により、1人抜け、2人抜けということで、会自体の存続が危ぶまれ、会の活動においても、今回できるかな、何とかできたなということもあって、今回、ここ数年、一、二年のコロナの影響により団体の活動が下火になっている中で、再開できるのかという大きな課題も出てきております。

一方で、この機会にしっかりと町に根を下ろして活動したい、どうして活動したらいいですかという相談を受けたりします。

なるほど、頑張ってくれるのだな、とてもありがたいなというように感じております。

そんな中、その人たちは人数を集めて会をつくってどんどん頑張っていくから応援してよと言ってくれるのですが、その活動自体はもう既に先人の皆さんが行っているのだと、その会を盛り上げてくれたらどうですかという提案を私からさせていただいたりするのですが、そういう声というのが町の中にたくさんあるのではないかと感じております。

そこで、私の提案としては、後継者不足に悩む各種団体と何かをしたいという人たちの集団をマッチングするような仕組みづくりを行政、役場として何か取り組んでいただけないかな。

単純に、各種団体、こういう活動をして、こういう目的で取り組んでいます。どうか皆さんお手伝いくださいというようなパンフレットや、Webで紹介する記事をつくっていただければ、興味を持って、これから岬町を何かしようという人たちが参加してくれるのではないかと、このように思います。

できるかできないか、そんなに費用もかからないと思いますので、取り組んでいただきたいと思いますが、担当部署の答弁をお願いします。

○道工晴久議長 総務部理事、寺田武司君。

○寺田総務部理事 竹原議員のご質問にお答えさせていただきます。

本町では、令和3年4月より第5次岬町総合計画を策定し、町の将来像である「みんなでつくる恵み豊かな温もりのまち”みさき”」の実現に向けて、住民、事業者、行政の協働によるまちづくりを進めております。

また、各種団体が主体性を持って活動するまちづくりや地域活動のサポートも行っております。併せて、自治区やボランティア活動を通じてコミュニティ活動も盛んに行われていますが、議員ご指摘の会員数の減少や構成員の高齢化が進んでおり、地域のつながりが薄れてきております。

このような現状を踏まえ、まちづくりやコミュニティ活動に関する情報提供を積極的に行うことは団体の活動の多様化と新規活動者の獲得など大変重要なことであると理解しており、議員ご提案の各種団体パンフレットの作成に向け、早急に担当部署と協議したいと考えております。

住民同士や住民と行政が連携して共に考え、共に汗を流す協働のまちづくりを目指します。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 前向きな答弁をいただきました。

田代町長、毎年明けに“協働のみさきの集い”という集まりを実施していただいております。各種団体の役員の方が多く出席されて、年賀の挨拶をするといった会ですが、年が明けてコロナの影響もあると思うのですけれども、実施してくれると思っているのですが、やはり、その中で後継者を連れて会を盛り上げていくというように、来ていただける人数を増やしていくといったことも必要だと思います。

役場にいたら分からないかも分かりませんが、まちの中では、やはり何かをしたいという方も増えてきているのは確かですので、しっかりと取り組んでいただければと思います。

この質問については、以上とします。

(3)に移らせていただきます。消防に関する予算について。

このテーマに至る背景というのがございます。

私自身、地元で消防に関する活動もしているのですけれども、やはり、ここも課題がありまして、まちの中で構成する人が少なくなっている。なぜかという、少子高齢化の影響というのがとても大きいのですが、もう一つ、やはりそこにかかる町の予算がどうなのかな、ちょっと少ない、他の市町に比べて、近隣の市町と比べて少ないのではないかと感じておりまして、盛り上げていくためにもある程度の予算を付けていただきたいと思うのですけれども、実際にこの立場で、議員という立場で予算書を見ると、消防に関する予算というのが厳しいものがあるなと思っております。

行政に携わる中で聞くと、消防費というのはいの一番に国では付けてくれるものが、なかなか減額されないものであって、一番通りやすいもので、潤沢についてくるのが消防費と聞かされていたと自分で思うのですが、調べてみると、実際そうではない。なかなかこの予算というのはいっていないのではないかと。入ってくる、交付税措置等が入ってくるその額と、実際に出ていく

額を見比べてみると、出ていく額のほうがかかなり大きいのではないかと。

大きく離れていっているのではないかと読んでいるのですが、実際、その点どうなっているのでしょうか。担当、危機管理監からご答弁をよろしくをお願いします。

○道工晴久議長 危機管理監、増田 明君。

○増田危機管理監 竹原議員のご質問にお答えさせていただきます。

地方交付税につきましては、地方公共団体間の財政の不均衡を調整し、財源を保障するため、各地方公共団体の財政状況を考慮し、配分するという性質を持っており、消防力や地域防災力の充実強化を進めるに当たって、国においては地域の実情を反映した交付税算定が重要と考えます。

消防費に関して国から岬町へ交付税算入される金額については、地方交付税法で定められた算定方法に基づいて算出されておりますので概要を紹介させていただきます。

具体的な算定方法としては、まず市町村が必要とする費用額を「基準財政需要額」として算出いたします。

これは、人口10万人の標準団体を想定し、必要な行政経費の積算を行った一般財源所要額を算出し、これを人口数で割ったものを「単位費用」とし、この単位費用と岬町の人口数に所定の補正を行った数値を掛けた結果を「基準財政需要額」としております。

交付税額はこの支出である「基準財政需要額」に対して、収入についても同じく法律に定める算定方法に従った「基準財政収入額」を算出した上で、「基準財政需要額」が「基準財政収入額」を超えている市町村に対しては財源不足額として地方財政計画等に基づき交付されるものとなっております。

このように、交付税算入額は国が定める算定方法にて算出した額であり、町の実際の支出状況に基づいた算出方法ではないため、交付税算入の基礎である「基準財政需要額」と町の決算における歳出額とは差が生じております。

国の積算基準は詳細までは公表されておりませんので、公表しているわかる範囲で参考として、令和2年度の決算について、大きな項目別に内訳を概算しますと、常備消防その他については「基準財政需要額」と比べると実際の決算額のほうが大きく、消防団等の非常備消防関係では「基準財政需要額」より実際の決算額のほうが少ないという概算となっております。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 危機管理監より説明をいただきました。

端的に申しますと、計算するのは一律の計算なので、それを岬町に当てはめると、必要とされる分とは差があるといったことで、その差が足りないほうに差があるというように理解し

ました。

実際、何で足りないのかというのは、入ってくるのが少ないのか、もしくは常備消防にかかる負担金が高すぎて足りないのか、常備消防組合の負担金というのが、私、議員になってからこの負担金を減らすために3市3町で合併するのだといった中で、一つも減っていない。おかしな話ですね。

ずっと減らすために合併するのだという説明を受けた中で減っていない、これが現状ですね。

町長も、副管理者として組合の中で行革を進めるといった答弁を以前も聞いておりますが、なかなか進んでいないというのが現状なのかな。

出ていくのが多いのか、入ってくるのが少ないのか、その辺しっかりと計算し、原因を追求して消防に関わる予算をしっかりと確保していただかないと、非常備消防に関わる質問や要望が、なかなかできないと、私はそう思っておりますので、しっかりと精査をお願いしたいと思います。

その点、一度、町長にどのように思われているのか、今のやり取りを聞いた中でご答弁をいただきたいと思います。

○道工晴久議長 町長、田代 堯君。

○田代 堯町長 竹原議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

常備消防、また消防団員等の手当、また負担金については担当から説明のあったとおりでございます。

まず、2点あると思うんですね。常備消防、すなわち泉州南消防組合の負担金、これについては交付税の算入からいきますと、決算では高くなっているということで、なぜ高くなっているのかということもあろうかと思えますけれども、この点については、立ち上げた当時は給料ベース、また、いろんな積算資料によって、泉佐野市の資料を参考に、ベースに積算した経過がありますので、それでいきますと、先ほどの「基準財政需要額」のとおりにはっていないのかなと、このように思っています。

我々としては、各首長では「基準財政需要額」で検討すべきだという意見もあったんですけども、それをすると凸凹ができて、高いところと低いところの差が大きくなっていくということで、ここが広域の難しいところなんですけれども、その中で、特に人口割は問題ないのんですけども、平等割というのが出てきますと、やはり財政力の弱いところ、そういうところの差が出てくる、こういった面で、どうしても高いところを削って低いところを上げると、こういう状況で現在来ているので、「基準財政需要額割」では計算が非常に難しい。そういった中で、調整しながら常備消防の負担金を決めているということをご理解していただきたい。

それから、岬町にとって消防団の任務というのは非常に大変な任務ですので、町にとってはなくてはならない消防団であります。

議員自らも率先して消防団に入団されて地域の防災力に寄与していただいていることは感謝しております。

そんな中で、消防団員の手当が低いのと違うかということについては、消防団員の手当というよりも、消防費が全体的に「基準財政需要額」からいくと低いのと違うかという質問だったかなと思うのですが、それは、やはり全体から見ますと、少し低いように感じます。

それは、1日の手当が現在7,000円ぐらいの出動手当だと思うのですが、これは国が選ぶのですが、それが今8,000円ぐらいの数字になってきているのかなと思います、これは担当から詳しくまた数字を説明させますけれども、今年の4月に消防団員の報酬等の基準の策定についてという、こういう資料が手元に来ております。

これについては、やはり消防団員の報酬を見直したらどうかということと、もう1点は、消防団員の処遇改善にかかる令和4年度の地方交付税の処置の検討ということで、もう既に国が10月13日には行っております。

そういった中で、我々としても消防団の団員さんの報酬手当、そういうものを見直していこうということを今検討している最中がございますので、議員ご指摘のとおり、きちんとやっていく必要があるのかなと、このように思っております。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 町長、気持ちはとてもありがたいのですが、予算がなければ、なかなか組んでいけないものかと思っておりますので、組合の負担金というのを下げろというのは、なかなかこれも難しい話であると思っております。

その中で、付けてもらう方法を要望していくというのが大きな作業かなと、これも難しい話はあるのですが、しっかりと取り組んでいただけるよう、私も現場の声をまた上げていきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いします。

この質問におきましては、ここまでといたします。

大きな4番目に移りたいと思っております。

質問の要旨にも書かせていただいておりますが、市町村のうち市には設置義務というのがある適応教室というものが、町村には努力義務ということで、不登校児童生徒への支援という面において、地域によって対応に差があるのはいかなるものかというように感じております。

平均しますと、各学級に1名ずついると言われている不登校児童生徒への支援をいろいろな面

からサポートしていただきたい、町村に住んでいるからと行って行くところがないということがないように、我が町でも何かしらの手立てをしていただきたい、このように求めていると思いますが、現在、教育委員会としてどのように思われているのか、対応できているのかどうか、ご答弁をよろしくお願いします。

○道工晴久議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤 教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

不登校という状態につきましては、文部科学省が年度内に連続、または断続して30日以上欠席した児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因、背景により児童生徒が登校しない、あるいは、したくてもできない状況にあるものと定義しております。

不登校児童生徒への支援につきましては、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会確保等に関する法律第11条において、国及び地方公共団体は不登校児童生徒の学習活動に対する支援を行う公立の教育施設の整備及び当該支援を行う公立の教育施設における教育の充実のために必要な措置を講じるよう努めるものとする定められております。

適応指導教室は、教育支援センターとも呼ばれ、不登校児童生徒等に対する指導を行うために、教育委員会等が学校以外の場所や学校の余裕教室等において学校生活への復帰を支援するため、児童生徒の在籍校と連携を取りつつ、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導等を組織的、計画的に行う組織として設置したものをいいます。

本町におきましては、適応指導教室の整備ができておりませんが、不登校児童生徒への対応としましては、スクールソーシャルワーカーや教員による家庭訪問、スクールカウンセラーや町配置の臨床心理士によるカウンセリングを行うとともに、教室に入りにくい児童生徒が登校した際には教員による別室指導を行っております。

また、授業時間内に登校できない児童生徒につきましては、家庭訪問や放課後に学力保障を行うほか、端末を使ったオンラインでの学習等を行っております。

適応指導教室を整備するに当たっては、施設の選定、専門的な知識を持った人材の配置、また、それに伴う財源の確保など、幾つかの課題があります。

本町の小中学校における不登校児童生徒の支援につきましては、現在、学校が主体となって対応しておりますが、今後、不登校児童生徒の居場所づくりや保護者からのニーズに備えて適応指導教室を整備していく必要があると考えており、今後、整備に向けた調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員　こちらも今後の課題として前向きに取り組んでいただけるのかと思いますが、不登校の問題につきまして、やはり一人ひとりの児童生徒をしっかりと見守っていくという点において必要だと思っておりますが、そもそも学校に行けない、行きたくないのではなくて、行けない生徒、児童が学校の門をくぐった中の教室において授業を受けるということのハードルの高さというのを解消していかなければならないと思っております。

その中で、不登校になった原因というのをしっかりと定めて対応していただく必要があると思えます。

まず、一つは学校側の問題、学校側に何かの原因があって行けなくなる。二つ目は、子ども側の、家庭側の問題で学校に行けなくなる。三つ目として、学校と子どもの相性の問題ということがございます。

どこに重点を置いて取り組むかということにおいては、やはり、学校の中だけで解決するというのはとても難しいと感じております。

そんな中で教育支援センター、各市町で増えてきています。いろいろなタイプの支援センターがあって、また、そのまちの子はそこにしか行けないというのではなくて、それぞれ広域連携をして、隣のまちの子もうちのまちに来れる、うちのまちの子も隣のまちに行ける、二つ隣の少し離れたところの教育支援センターに行ける。そういう連携というものが必要であり、また、行く場所によって目指すところが違うと言いますか、環境も違えば、中にいる人も違うと、いろいろなタイプの不登校支援の学級といたしますか、そういうのがあって然りと思えます。

岬町においても、環境の豊かなところにそういう施設があるならば、そういうところで取り組むというのも一つですし、一人ひとりの子どもに対応できる、岬町の子だけではなくて、よそから来てもOKだよというような連携を相互にできる、そういう施設を目指していただきたいと思えます。

長年の課題にはなるかと思いますが、これから増えてくることも想像できますので、しっかりと取り組んでいただければと思います。

4分野にわたりまして私の質問をさせていただきましたが、どれも難しいことが多いと思えます。

田代町長、4期目が始まったばかりですが、重責を担っていただくということで、しっかりと取り組んでいただくことをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

○道工晴久議長　竹原伸晃君の質問が終わりました。

暫時休憩します。

3分程度で入替えをお願いします。

(午前11時25分 休憩)

(午前11時28分 再開)

○道工晴久議長 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、和田勝弘君。

○和田勝弘議員 和田勝弘です。

ただいま議長の許可を得ましたので、一般質問をいたします。

岬町多奈川小学校にあるプラネタリウムについて質問をさせていただきます。

多奈川小学校プラネタリウムは、現在の多奈川小学校に移転すると同時期に整備されたと聞いております。

また、プラネタリウムがある小学校は大阪府下でも珍しいとも聞いており、貴重な財産でもあるプラネタリウムをこれまでどのように活用してきたのか、活用状況を教えていただきたい。

○道工晴久議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

プラネタリウムのある小学校は全国的にも少なく、大阪府下では多奈川小学校を含め4校しかございません。

多奈川小学校のプラネタリウムにつきましては、昭和55年に多奈川小学校が現在の場所に移転し、昭和56年にプラネタリウムが完成しております。

プラネタリウムを設置した経緯につきましては、谷川瓦と関わりがあり、谷川瓦を港から運ぶ際に星を頼りに航海したと伝わっており、星をキーワードとしてプラネタリウムが設置されたと聞いております。

プラネタリウムの活用状況としましては、多奈川小学校児童に対しましては、天文教室を開催しているほか、町内の小学校児童が校外学習などで多奈川地区に来た際、プラネタリウムの見学交流を行っております。

また、淡輪幼稚園や多奈川保育所など、町内の園児等も見学に来ております。

その他、一般住民を対象に青少年指導員協議会と連携し、生涯学習課事業として天文教室を開催しております。

○道工晴久議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 プラネタリウム設置後、かなりの年数が経過しているが、定期的に整備等の点検

を行っているのか教えていただきたい。

○道工晴久議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

プラネタリウムの維持管理に当たりましては、年1回専門の業者に保守点検を委託しております。

点検項目としましては、星座ランプの点灯確認、モーター動作確認、スイッチ類の点検等、正常に作動するか点検し、維持管理に努めております。

○道工晴久議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 プラネタリウムは昭和56年に設置されたということであるが、かなりの年月が経過しており、老朽化が進んでいると思われる。

プラネタリウムの設備の更新が必要と思われるが、検討状況について教えていただきたい。

○道工晴久議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

プラネタリウムの設置後40年経過していることから、老朽化が進んでおり、補修部品等がなくなり、維持管理が不能という状況になれば設備の更新が必要になると考えております。

しかしながら、設備更新に当たっては多額の事業費が必要となることから、財源の確保が課題となっております。

プラネタリウムは学校だけでなく、町の財産として守っていく必要があると考えており、維持管理と並行して設備更新に向けた国の補助金等の調査を進めてまいりたいと考えております。

○道工晴久議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 プラネタリウムは主に季節ごとの星座を星空にまつわる話を交えて投影することが多く、また流星群や日食、月食、本年の11月19日には皆既月食が見られた。

彗星の接近など、天文イベントがある場合は、それらの話題が加わることが多いと聞いております。

過去にプラネタリウムを見学した私の感想を申し上げますと、プラネタリウムで満天の星に包まれた体験をしたことで、日常生活では意識することが少ない宇宙を感じる数少ない思い出になったと記憶しております。

このように、プラネタリウムは宇宙への関心を高める教育施設ではありますが、一方、この施設の整備及び運営には多額の経費や、また星座に精通する教職員の確保も必要であることも承知しております。

よって、教育委員会におきましては、こうしたプラネタリウムのメリット及びデメリットを考慮しながら、その取扱い方法について、引き続き検討いただきたいと要望いたします。

なお、この検討結果につきましては、次年度以降の議会一般質問で改めて確認させていただきます。

これで、この質問を終わります。

次の質問に移ります。岬町コロナ予防接種について質問をします。

現在、新型コロナウイルスの感染が収まっている状況ですが、いつ来るか分からない第六波の感染再拡大に備え、国内でもコロナ予防接種の3回目が今月から始まると聞いているが、3回目の予防接種の必要性についてお聞きしたい。

○道工晴久議長　しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長　和田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

諸外国においては、2回接種した場合でも、接種後、時間の経過とともにワクチンの有効性や免疫原性が低下することが報告されています。

一部の国において、2回のワクチン接種後、一定の間隔を置いて追加接種を実施する方針が打ち出されています。

以上のことから、国内外の感染動向、ワクチンの効果の持続期間、科学的知見及び諸外国の対応状況等に鑑み、追加接種の必要があると、国のワクチン分科会において決定されたところです。

○道工晴久議長　和田勝弘君。

○和田勝弘議員　2回目接種した場合でも、ワクチンの有効性などが低下し、一定の間隔をおいて3回目を接種している国もあり、今後の感染拡大を考える必要があると理解しました。

では、次に岬町において、2回目接種が完了した人数と接種率についてお聞きしたい。

○道工晴久議長　しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長　ご質問にお答えさせていただきます。

2回目完了された人数につきましては、令和3年11月15日現在、1万2,256人で、接種率は全人口に対して81.4%、12歳以上の対象人口に対して84.9%でした。

○道工晴久議長　和田勝弘君。

○和田勝弘議員　岬町の全人口の8割以上の住民が接種されたことが確認できました。

では、続いて3回目の予防接種対象者と時期についてお聞きしたい。

○道工晴久議長　しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長　ご質問にお答えをさせていただきます。

追加接種の接種対象者は、2回目接種を完了した18歳以上の全ての住民が対象で、接種時期については2回目接種完了から原則8か月以上後になります。

ただ、地域の感染状況が悪化した場合など、厚生労働省と相談の上、6か月以上後とするのも可能とありますが、接種間隔を地域の判断に応じて自由に前倒しするということは認められておらず、本町では原則8か月以上後の接種を進めてまいりたいと考えております。

○道工晴久議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 2回目接種から原則8か月以上後に接種することは確認できましたが、1回目、2回目接種したワクチンと同じワクチンを3回目も接種するのをお聞きしたい。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えさせていただきます。

追加接種に使用するワクチンは、1回、2回目に接種したワクチンの種類にかかわらず、メッセンジャーRNAワクチンとされており、現時点ではファイザー社製となっております。

今後、同じメッセンジャーRNAワクチンであるモデルナ社製が薬事承認される予定ですので、どちらでも接種できることになります。

○道工晴久議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 現時点ではファイザー社製のワクチンを接種するが、今後、モデルナ社製どちらでも接種できるということが分かりました。

では、3回目接種を希望するが、ワクチンが不足し接種できない事態にならないのか。

また、接種できる場所は、1回目、2回目と同じ医療機関で接種できるのをお聞きしたい。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 お答えさせていただきます。

国からは追加接種に必要なワクチンが順次供給される見込みです。

現在、追加接種に使用するファイザー社製のワクチンが供給されてきていますが、今後、モデルナ社製が薬事承認されればモデルナ社製も供給されてくる予定でございます。

また、実施体制につきましては、高齢者の追加接種が本格的に始まります令和4年1月末以降、町内の九つの医療機関において接種できるよう体制を確保する予定です。

また、必要に応じて集団接種としまして与田病院で接種できる体制も確保していきたいと考えております。

当初のように予約時において混乱が生じないように、接種券の発送を細くずらしながら発送し、予約時の混雑を最小限に抑えていきたいと考えております。

また、高齢者が予約すると見込まれる期間につきましては、コールセンターの人員を増員して対応に当たっていきたくと考えています。

○道工晴久議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 よく分かりました。

ぜひ、3回目接種を希望する住民の方が安心して接種できるよう、万全な体制で臨んでいただくよう要望し、この件についての質問は以上として、私からの一般質問を終わります。

○道工晴久議長 和田勝弘君の質問が終わりました。

お諮りいたします。12時まで少し時間がございますが、ここで暫時休憩したいと思います。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。よって、暫時休憩をいたします。

午後1時から再開させていただきます。

(午前11時46分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○道工晴久議長 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、坂原正勝君。

○坂原正勝議員 公明党の坂原でございます。

ただいま発言の許可を得ましたので、通告に従って質問をいたします。

初めに、田代町長、このたびは4期目の当選おめでとうございます。

今後とも岬町住民生活の向上、幸福とまた町の発展のため、ともに取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

田代町長は岬町長として4期目の当選をされ、文字どおり安定政権に入ったと思われま

す。3期目の町長選挙を無投票で当選を飾った際には、既に安定政権を迎えたという声を聞いておりましたが、今回4期目の当選は、むしろ超安定政権と呼ぶにふさわしいのではないかと思います。

田代町長は、町長として3期12年の重責を果たされ、今回4期目の当選をされた。しかも、議会議員としての経験も豊富で、行政にも精通しておられる。町長として、また政治家として、いよいよ円熟の境地に到達しておられるという名声は誰もが納得するところであります。

その超安定政権だからこそ、今まで誰もなし得なかった政策や、中長期にわたる重要な課題解決に取り組み、住民生活の向上を図っていただきたいと念願するものであります。

そこで、今回の私の一般質問のタイトルは、少子高齢化対策についてとし、3点について詳しくお聞きしていきたいと思います。

なかなか大きなタイトルで、時間もかかり、簡単には解決しないかもしれないという大きな問題ですが、4期目に入った現在の町長であるからこそこの質問をさせていただきたいと思います。

まず1点目、少子化が進み、児童、生徒が減少している小中学校を統合してはどうかという提案でございます。

岬町において少子化が進んでいると聞いておりますが、現在の中学校と各小学校のクラスの数、また児童、生徒数の現状をお聞きします。

○道工晴久議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

初めに、小中学校のクラス数についてですが、淡輪小学校は12クラス、深日小学校は6クラス、多奈川小学校につきましては、法令上、4年生と5年生は複式学級になりますが、大阪府は単式学級維持の方針であることをから、合計6クラスの編成となっております。

岬中学校におきましては、1年生は当初2クラスでありましたが、教室が密になっており、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、2学期より弾力的な編成を行い3クラスとしており、合計で9クラスとなっております。

学校基本調査に基づく令和3年度5月1日現在の各小学校の児童総数としましては、淡輪小学校は376名、深日小学校80名、多奈川小学校は53名、岬中学校は282名となっております。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 ただいまの答弁を少し整理したいと思います。

今年の5月1日現在とありました。

淡輪小学校は、6学年12クラスで376名とありました。ということは、1学年で平均2クラス、1学年に2クラスある。1クラスの平均人数は31名ということだと思います。

1クラス31名ということは、1学年で62名という計算になりますね、計算上。1学年62名。

深日小学校は6クラス、6学年6クラスなので、1学年1クラスとなります。学校全体で80名。1クラス平均13名となります。1クラス平均13名で6クラスですね。

多奈川小学校も6クラス、53名。ここも1学年で1クラス。1クラス平均人数が9名となっております。

淡輪小学校は、1学年62名、深日小学校は1学年13名、多奈川小学校は1学年9名ということになります。

多奈川小学校においては、4年生と5年生は複式学級とあって、合同で授業しているということですのでよろしいですね。

複式学級、4年生、5年生で単独とするのではなく4年生と5年生は合同で授業しているという意味でいいですね。答弁をお願いします

○道工晴久議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 答えさせていただきます。

多奈川小学校につきましては、4年生と5年生、複式学級ということですが、法令上は複式学級ということで4年生と5年生を一つの学級ということになるんですが、大阪府は単式学級維持の方針であるので、複式学級とせずに4年生、5年生分けてクラス編成をしております。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 少し分かりにくかったのですが、すみません、もう一度お願いします。

○道工晴久議長 再度お願いします

○澤教育次長 法令上、4年生と5年生は複式になるんですが、大阪府は単式維持ということですので、複式学級の定数で先生の配置がされるんですが、大阪府は単式学級維持ということで、担任以外の先生を担任に当ててクラスを分けて維持していきなさいということですので、担任外の先生は、今はなしの状態、各学年担任の先生が1人ついているという状況になっております。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 本来、複式にするのだけれども、大阪府では複式にしていない。単独でしていくということですね。

岬中学校は9クラス、282名とありました。9クラスというのは、1学年3クラスということなんです。ということは、1クラス平均31名ということになります。

これが現在の小学校、中学校のクラス数と児童生徒数であります。では、今後3年間の各小学校への入学予定人数はどうなっていますか、お答えください。

○道工晴久議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

今後3年間の入学児童数の推移についてですが、令和3年11月1日現在の住民基本

台帳の人口をベースに試算しましたところ、淡輪小学校におきましては、令和4年度は56名、令和5年度は56名、令和6年度も同じく56名の入学を見込んでおります。

深日小学校におきましては、令和4年度18名、令和5年度10名、令和6年度が14名の入学を見込んでおります。

多奈川小学校におきましては、令和4年度は2名、令和5年度は10名、令和6年度は3名の入学を見込んでおります。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 これも整理しますと、淡輪小学校は令和4年に56名が入学予定。令和5年も56名。令和6年も56名。たまたまそうなったのでしょうけれども、今後の3年間、淡輪小学校は56名の入学が予定されているということです。

深日小学校は、令和4年には18名、令和5年には10名、令和6年には14名が入学する予定。

多奈川小学校は、令和4年、来年度は2名。令和5年が10名、令和6年が3名の子どもたちが入学予定、入学対象ということですね、人数ということです。

これで見えますと、淡輪小学校は56名ということなので、クラスは2クラスです。今、小学校は国から35名にするという話があるので、2クラスですね。

ところが、深日、多奈川は1クラスになる。

来年は多奈川は2名ということです。1クラス2名ということは、1学年2名ということで、かなり少ないと思います。

多奈川小学校の今年度の入学式に参加させていただきました。今年度の多奈川小学校の入学生は4名でした。

入学式に参加させてもらって、後ろのほうで見せてもらったのですが、新入生が4人ということなので、保護者が2名ずつ来られて、入学する児童よりも保護者や来賓の人数が圧倒的に多い、そんな状況の入学式でございました。

少人数校では、例えば、集団生活が経験できない。また、豊かで多様な人間関係を築くこともできない。また、スポーツや音楽の授業など、そもそも成立しない。スポーツは、チームのスポーツもあるし、サッカー、野球などで人数がなければできない。音楽も合唱、合奏もある程度の人数がなければできない。そういう意味では、スポーツや音楽の授業などが成立しないとなってくるという、ともかく少人数になってくるというのでデメリット部分だけが目についてしまうのですけれども、そのデメリット部分については、現在、どのように対策しているのかお聞きしま

す。

○道工晴久議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 質問にお答えさせていただきます。

小規模校にはデメリット面だけでなく、メリット面もあり、メリットとしましては、小規模校には児童一人ひとりに目が届きやすく、きめ細やかな指導が行いやすい。異学年間の縦の交流が生まれやすいなどのメリットがある一方、集団の中で多様な考え方に触れる機会や学び合う機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。運動会などの学校行事や音楽活動、集団教育活動に制約が生じやすいなどのデメリットがあります。

令和3年度におきましては、集団の中での学び合う機会、切磋琢磨する機会が少ない。運動会などの集団教育活動に制約が生じやすいというデメリット面を補うため、深日小学校と多奈川小学校において合同授業を実施する予定をしておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言の発出により、これまで実施を見送ってきました。

緊急事態宣言が解除された現在、合同授業再開に向けて準備を進めているところであります。

また、深日小学校、多奈川小学校合同での修学旅行を計画しておりましたが、11月18日、19日に無事実施することができております。

今後も、引き続き小規模校維持に向けた取組みを進めてまいりたいと考えております。

学校を統合することによる財政的なメリットはありますが、学校がなくなった地域は衰退してしまうと考えております。

また、現在の教育環境は、先生と生徒がマンツーマンで勉強ができる良い環境にあると思っております。

教育委員会におきましては、今後の教育環境の在り方について議論しているところであります。

また、本年2月1日に開催された総合教育会議におきましても、今後の教育環境の在り方についてを議題として意見交換を行い、現時点におきましては地域の活性化、地域の歴史・文化をしっかり教え、ふるさとを思う気持ちを育むためにも、地域の人たちで子どもを守り育てていくことが大切であるとの観点から、3小学校を存続していくこととしております。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 ただいまの答弁で、今年、深日小学校と多奈川小学校で合同授業を予定していたが、コロナ禍の影響で開催できなかった。

でも、今後、またそれを再開というか検討して、多奈川小学校と深日小学校で学校を超えて2校合同で授業していくということですね。

それから修学旅行、これも深日小学校と多奈川小学校、これはもう既に今年実施したのですね。これは、小規模校のデメリットという部分を補おうということなのですけれど、現状はそれで集団生活を経験、補ってしていこうとしているのでしょうか、先ほどのデータ、ここ3年間入学予定数、そのデータからもはっきりしていますけれども、今後も児童の数が減っていくのは明白、明確にさきほどのデータが証明していると思うのです。間違いなく減っていくだろうと。

それからまた、学校がなくなれば、学校がなくなった地域は衰退するとありましたけれど、学校がなくなれば、地域が衰退する。だから、学校はなくせないと言うと、意地が悪いかもしれませんが、そういうように私も聞くと、それでは、子どもは地域が衰退しないための犠牲になるのかと思うのです。私はそれを言いたいのです。

子どもが今の環境で自由にのびのびとやっていけるのかと思うわけですよね。

学校がなくなれば地域が衰退するので、学校はなくせないというのであるならば、その地域が衰退しないために子どもには不自由かも知れないけれども学校を存続するのだと。地域のために学校がある、地域のために子どもがあるのかな、私はどうかなと思うのです、そこはね。

また、地域の人たちで子どもを守り育てていくことが大切という文面もありました。地域の人たちで子どもを守り育てていく、これは大切だと私も思います、同感です。

でも、地域の人たちで子どもを守って育てていくというのと学校の存続とどうつながるのか私には理解できないのです。

なぜ、そこがイコールになって、だから学校守らなければならないかと思うのです。それは、学校を存続させる理由にはならないのと違うのかと私は思うのです。

過去にも私はこの質問をしましたが、そのときの過去の質問に対する田代町長、当時の教育長の答弁では、地域が子どもを育てる。地域で子どもを育てていくということでありました。

今後、ますます人口減少が進んでいき、ましてや少子化が進み、子どもはだんだん減ってくるということがあるのですけど、そうであるならば、そもそも学校教育というのは誰のためのものか。誰が主役なのか。学校の存続を考えると、第一義に考えるべきなのは何なのかというのを私は聞きたいのです。

この問いにお答えしていただきたいのですが、これは担当者では無理なので、これは町長にお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

○道工晴久議長 町長、田代 堯君。

○田代 堯町長 坂原議員さんの質問にお答えさせていただきます。

小規模校の在り方については担当から説明があったかと思ひますし、各学校の児童生徒数等も

説明があったと思います。

今、坂原議員さんのおっしゃることは全くそのとおりだろうと私は思っております。

地域を活性させるために子どもを犠牲にするということは絶対してはならないと私もそう思っております。

ただ、一番大事なことは、まちのバランスをうまく取っていくには、やはり、地域地域の活性化が必要であろうと、このように思っております。

その中において、やはり子どものいる地域というのは、温もりがあつて活性化もある。そういった意味合いでは、私は地域地域の学校は大事であろうと、このように思っております。

ただ、都市間競争が始まる中、また自治体間競争も始まって来る中、さらに各自治体において、また地域の中でのバランスが失われて地域間競争が始まって来る、こういう時代に、今、少子化の中で来ているのではないかなと思っております。

今朝も新聞を切り抜いて、私、読む間がなかったので、昼の休憩のときに読んだのですけれども、これは、朝の産経新聞に載ってるのですけれども、人口減で地方がため息をついているということなんですが、これは奈良県の野迫川村というんですか、そこで一つのことが書かれているにのすけれども、やはり岬町と一緒に人口が減少する中、少子化対策を一生懸命やっているのだけれども、なかなかうまくいかない。

五千何がしの人口があつたけれども、今、四百何がしの人口になってしまった。学校もなくなって、小学校はあるのですけれども中学校、高校については遠くまで1時間半かけて行かなければならないということで、さらに村の衰退化が始まってきているということがここに書かれております。

片方では、大阪市の中央区は人口がどんどん増えて、当時、7年前には7万人ぐらいの人口だったのが、最近では10万人に増えていると、そういった地域の格差というのも非常に激しくなっています。

それだからこそ、今、私は岬町の地域地域のバランスをしっかり保つことが少子化対策、また高齢化対策につながっていく。

ともすれば、学校をなくしていった場合、結局、高齢者が皆残ってしまって村が限界集落になってしまう。それが現実に岬町では東畑、西畑、淡輪の畑が限界集落に等しい、そういった状況がきている。

それは、つまり学校もない、子どももほとんどいないというぐらいの状況でありますので、やっぱり子どもがいるか、いないかということは、いかにその地域にとっては大事かなと、このよ

うに思っております。

そのために、子どもの主観はどっちに置いてるのか、子どものことを考えてるのかとおっしゃられれば全くそのとおりであります。

そのためには、まず、今、できるだけ小規模の中でしっかりと頑張っておく存続させていく。

子ども間の競争、またいろんな音楽会、学芸会、運動会、そういったものがどうしても切磋琢磨できる機会が少ないならば、今、担当から説明があったように、深日、多奈川小学校合同で授業を行うとか、いろいろ四苦八苦しなから頑張っているわけなんですけれども、そのような中において、それでも、どうしてもうまくいかないというときには、やはり方向変えも必要になるのかな。

みさき公園から西のほう、南のほうへ向けて校区を変えていく、この方法もあるのではないかなということも考えておりますけれども、しかし、やはりおっしゃるとおり、少子化が続いている中、なかなかうまくいかないということで、現在、地方創生事業においても子育て支援事業をやって定住の人口の増加ということで進めておりますけれども、なかなかうまくいかないというのも現状であります。

しかし、今後、多奈川については、多奈川第一発電所、第二発電所跡地の建設計画も今、大阪府、また土地の持ち主であります関西電力と調整を進めておりますし、土取り跡地にも4社の企業も張り付いておりますし、そういったことを考えると、自然に、すぐには子どもの人口が増えるということはないだろうけれども、定住人口の促進に向けて今頑張っております。

しかし、今、どうしてもやらなければいけないのは、子どもたちのことを考えるということになれば、過日の総合教育会議で私から提案をさせていただきまして、今、多奈川小学校、深日小学校の問題について統廃合について皆さん方はどのように考えていただいているかということの確認もさせていただきました。

その中で、やはり委員さんの考え方としては、子どもたちを現状の形で残していくのがいいのではないかという回答も得ておりますので、今後、最終的にどうしても子どもが犠牲になってしまうとか、このままでは学校環境が悪くなる、運営ができなくなるということがあれば、もちろん保護者の皆さんは当然なんです、学校関係のいろんな方々、地域の皆さん方の意見を聞いて、しっかりと統廃合については判断をしてもらいたいと、このように思っておりますのでご理解賜りますよう、よろしく願いいたします。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 今の町長の答弁の中で、今は少子化ですけれども、各学校は少ないですけれども

工夫しながらしていくという話がありました。

工夫しながらしていても、なおかつ、まだ人数が減ってきてという場合には、校区を変更する。それは3小学校存続するという意味で言っているのでしょうかけれども、校区を変更して学校に通う。増やすというか、バランスをとるという意味なのでしょうけれど、その校区の変更までののなら、いっそ私は統合すればどうかと思うのですよね。

私が言っているのは学校をなくすのではないです、統合なのですよ。

岬中学校に全て統合すればどうかと私は思うのです。少し、これ大胆かもしれませんが。

3小学校全てを岬中学校に統合して、スクールバスを出す。

そうしたら、せっかく多奈川、深日は保育所を小学校に併設したのにどうするのか。保育所も中学校に入ると思うのですよ。

中学校には各学年10クラスほどの教室があります、確保できております。全部入ってもまだ余りがあるくらいですよ。

そうであれば、コストの削減だけではなくて、子どもたちの教育環境を考えた場合にふさわしいのではないかと思うのです。

先ほど町長が紹介されました新聞記事の、人口が減ってしまったという話は、学校がなくなっただけでしょう。

私が言っているのは、学校をなくせと言っているのではないのです。統合して学校を残そうという話です、岬町に。

西畑と東畑は、今、学校がありませんから、元々。学校がなくなったから人口が減ったのと違って、高齢化が進んで若い人がいなくなって子どもの数が少なくなって高齢者だけが残っている。そんな状況だと思うのですが、学校がなくなればすぐに廃れてしまうとか、そうではないと思うのですよ。

そういう意味で、一度に中学校に全て統合するのが無理であるならば、小学校だけでも3校を統合するとか、そういう統合という方向性で考えたらどうかと思うのですけれども、その点はいかがでしょう。

○道工晴久議長 町長、田代 堯君。

○田代 堯町長 お答えさせていただきます。

今、学校がなくなるということは、私の表現が悪かったかなとこのように思いますが、奈良県の一例だったかのように思います。子どもがだんだんいなくなる、つまり少子高齢化ということになっていると思うんですけれども。

例えばというもののたとえにできないかも知れませんが、深日と多奈川の子どもの数が減ってきて少子化になって生徒数が少ないということで、では、どちらへ統合するのかとなると、やはり多奈川小学校が新しく、面積も広いということになれば、全体的に考えれば多奈川小学校へ統合するのかという意見になると、深日の保護者の皆さんがどう考えられるかということ、また地域の皆さんがそれで納得されるのかどうか。

例えば、一旦ひとつの学校にしたと考えると、今の淡輪の地域の利便性のいいところを中心部へ持ってきた場合に、保護者の皆さんが本当に理解してもらえるのか、こちらを立てればあちらが立たないという、いろんな問題があって、なかなか難しいのではないかなというのがあります。

しかし、どうしてもこれはやらなければならないときには、やはり学校、教育委員会としても、行政としても一緒になって統廃合についての検討をする機会を設けなければならないということになるのではないかなと、このように思っておりますけれども、今は、やはり今の形を何とか保って、定住人口の増加、子どもの少子化が続く中で子どもの増加、こういうことを考えたまちづくりを、人口増ということにならないとは思いますが、今の総合計画の中身でいけば、人口減少に歯止めをかけることができるのではないかなと、このように思っております。

ですから、学校をなくすからという意味ではなくて、子どもがいなくなることによってデメリットは大きいかなと、私はそのように思っております。

議員、ご質問のとおり、財政的にも厳しい状況ですから二つを一つにする、三つを1校にするという方法、また、そういった子どものことを考えて統廃合するということも必要なことは事実であります。

しかし、まだまだ、もう少ししっかり頑張っていけば、まだ統廃合までは考えなくてもいいのではないかと、小規模校としてしっかりと学校と行政、また地域、保護者の皆さんとともに連携をしながらやっていけばいいのではないかなと、このように思っております。

最後、どうしてもこのままではということがあれば、しっかりと保護者の意見、そういった関係者の意見を聞いた上で判断をしてまいりたいと、このように思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 学校の統廃合については、私は過去にも、平成28年9月、令和元年9月、令和元年12月議会でも提案、質問させていただきました。

そのときの答弁も、今後、そのような状況になったら対処するという返事でした。今の町長の

話と一緒にでした。

学校を統合せざるを得ない状況となった場合は、考えてそういうようにやっていくという答弁でした。今もその答弁でした。

では、一体、今が統合すべき時なのだという状況を判断する判断の基準は何なのでしょう。何を基準に判断するのか、その基準があればぜひお聞きしたいと思います。

○道工晴久議長 町長、田代 堯君。

○田代 堯町長 お答えさせていただきます。

基準、判断、そういうものは全くないと思います。

やはり、実態がそうなった場合、状況的に考えてこれは難しいと、言わば学校の環境を、子どもたちが教育をしていく中で非常に厳しい状況だなという判断がやはり各関係者から、また我々として見えてきた場合、そこで十分検討する必要があると、そう思っております。

別段、判断基準はないかと思えます。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 私の考えを提案させていただきます。

まず、3小学校を岬中学校に統合する。保育所も一緒に統合する。淡輪保育所の統合が難しければ、淡輪保育所は残るかもしれないと思います。

中学校に統合した場合、各小学校の校舎が空くじゃないかと、それは私は現在の役場機能を分散すればいいのではないかと思うのです。

3小学校、各地域に学校があるわけですから、そこに役場機能を分散して、例えば住民票の発行、証書の発行、それをそれぞれその小学校ですれば、住民にとって便利がいいですね。住民の利便性も図れます。

どうしても役場機能の中で分散できない機能、例えば議会とか、また危機管理などもそうかもしれないですね。

そういう分散できない機能は現庁舎の跡地に小さく建てて行っていくとなれば一石二鳥になるのではないかと思うのです。

それから、基準については、今明確なものはないということでしたので、もうそれ以上議論のしようがないですけども、私は既にその時が来ていると、私は以前からそう思っております。

それも、私が言うのは、今すぐに統合すべきと、そうではないのです。統合に向けた準備を進める段階に既に入っているのではないかということは何回も繰り返し私は提案しているのです。

その提案を今回も繰り返し提案させていただきます。

教育委員会では、まだ学校の統合は議題に上がっていないというお話でしたが、では保護者の意見はどうか。そのときが来れば保護者の意見を聞く、いや、今すぐに保護者の意見を聞くべき時だと思うのですよ。

保護者の意見も聞いて、時期がどうか、今はどうかかというところを判断していただきたいと思います。

子どもにとってよりよい教育環境を整備するために、この件に関しては今後も動向を注視していきたいと思います。

この質問についてはこれで終わります。

2点目の質問に移ります。

「高齢化が進む中、高齢者の健康増進、生きがいつくり政策を問う！」についてであります。

国立社会保障人口問題研究所の推計によると、65歳以上の高齢者の割合は今後も上昇を続け、第2次ベビーブーム期、これは1971年から1974年に生まれた世代、この世代が65歳以上となる2040年には65歳以上の高齢者の割合が35.3%になると見込まれており、また、この時期になると20歳から64歳の現役世代、現役で働いている世代ですね、現役世代1人が高齢者1人を支える時代が到来すると予測しております。

これは全国的に高齢化が進んでいることを表していると思いますが、では、岬町において高齢化は現在どのようになっていますか。答弁をお願いします。

○道工晴久議長　しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長　坂原議員のご質問にお答えをさせていただきます。

岬町における高齢化の状況につきましては、岬町では高齢者人口が既にピークを迎え、高齢化率が39%を超えている状況です。

今後の岬町の高齢化率は2040年には50%を超えると予想されており、20歳から64歳の働き手の数よりも65歳以上の高齢者の数が多い状況となっております。

少子高齢化が進むことにより、介護医療にかかる費用の増加や要介護認定者、認知症高齢者、また高齢者のみ世帯などの増加に伴う課題解決に向けた施策が必要と考えています。

○道工晴久議長　坂原正勝君。

○坂原正勝議員　先ほど私が言いました国の予測、国立社会保障人口問題研究所、ここが予測した数字では、2040年に35.3%。人口に占める高齢者の割合です。

が、岬町では既に現在39%を超えている。しかも、先ほどの統計では2040年に35.3%であったのが、岬町においては2040年には50%超えるとの答弁でした。

岬町では全国より急速に高齢化が進んでいるという、これは事実であると思います。

では、岬町における高齢化の課題とその取組みはどうなっているのでしょうか、答弁をお願いします。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 お答えさせていただきます。

高齢化社会において、国及び本町でも団塊の世代が75歳以上となる2025年をめどに住み慣れた地域で自分らしい人生を最期まで続けることができるよう、医療・介護予防・生活支援が一体的に提供されるシステム、地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組んでいるところでございます。

地域包括ケアシステムの構築のために、平均寿命と健康寿命の差が開いていることが問題として、その差、女性では13年、男性では10年と言われております平均寿命と健康寿命の差を縮めることが重要で、さらに健康寿命を延ばすことを目指します。

そこで、健康寿命を延ばすために、高齢者が参加しやすい活動を増やしたり、今まで培ってきた様々な能力を地域で発揮したりすることが重要であり、社会参加や社会的役割を持つことが結果的に生きがいや介護予防につながると考えられます。

そこで、国はこの方策の一つである高年齢者雇用対策として、意欲と能力がある限り、年齢にかかわらず働くことができる企業の拡大や地域で働ける場や社会を支える活動ができる場の拡大など、就業機会を確保することとしております。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 ただいまの答弁には、高齢化が進んでいるのですけれども、健康寿命を延ばす、社会参加を通じて生きがいや、また介護予防につなげるとありました。

また、高齢者、高年齢者の就労機会を確保するとありました。

その目的のために設立されたものが、まさにシルバー人材センターではないかと思うのです。

高齢化が急速に進む岬町においては、このシルバー人材センターが果たすべき役割は非常に大きいと考えますが、町としての考えはいかがですか。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 お答えをさせていただきます。

シルバー人材センターは、企業、家庭、官公庁などから業務を受注し、それらを請負、委任、派遣、職業紹介の形態により、臨時的かつ短期的な就業、またはその他の軽易な就業を希望する高齢者に働く場を提供しています。

このように、シルバー人材センターは地域の日常生活に密着した就労機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、介護や医療にかかる費用の削減などに貢献しており、シルバー人材センターに対する社会の期待はより大きなものと認識しております。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 現在でも、岬町では高齢化率が39%を超えている。2040年には半数になるということですが、その高齢者の生きがいづくり、就労環境を整えるというのは非常に大切なことだと思います。

では、岬町からシルバー人材センターへの発注はどのようになっていますか、お答えください。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 お答えさせていただきます。

本町がシルバー人材センターへ草刈り等の業務を発注するに当たっては、地方公共団体の契約は競争入札を原則としているところですが、地方自治法施行令及び岬町契約規則の規定により、限度額、草刈り業務などの役務の提供を受ける場合は、予定価格が50万円の範囲内の場合、競争の方法によらないで、本町が任意で特定の相手方を選択して締結する随意契約を採用し、また、公益性のある団体であることから、適正な価格で契約することが期待できることから、積極的にシルバー人材センターに発注しているところです。

また、草刈り業務など、役務提供を受ける場合で、予定価格が50万円の範囲を超える場合は競争入札する必要がございますが、障害者支援施設等からの物品の調達やシルバー人材センターから役務提供を受ける場合は、地方自治法施行令及び岬町契約規則により競争の方法によらないで本町が任意で特定の相手方を選択して随意契約することになっております。

その場合には、岬町契約規則第29条2に定められる手続きとして発注見通し及び契約の締結状況を公表し、契約の原則である機会均等、透明性及び公正性を確保する必要があり、また岬町随意契約ガイドラインには、随意契約の締結に当たっては、常に本町にとって有利な価格であることを検証し、契約を締結すべきであるとされており、シルバー人材センターから見積を徴取し契約を締結しているところでございます。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 シルバー人材センターとは、利益を追求する民間事業ではなく、公益性、公共性の高い一般社団法人であるため、シルバー人材センター事業の円滑な運営には、今後とも、国及び地方自治体からの支援が不可欠であり重要であります。

そもそも、利益を求めないため、運営には町の補助金が必要です。町の予算が残り少なくなつて無理な発注などにならないように、予算計上の段階からしっかりその予算を確保するということが必要だと思います。

そこでお聞きしますが、シルバー人材センターへの補助金についてはどうなっていますか、お答えください。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 お答えをさせていただきます。

シルバー人材センターへの支援といたしまして、平成25年度から運営に係る補助金制度を創設し、それ以後、継続して支援してきたところでございます。

地域での就業を通じて会員の生きがいの充実と福祉の増進に資することを目的としたシルバー人材センターに対しては、その運営費等に必要相当額を補助金として交付し、引き続き支援してまいりたいと考えております。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 担当者から答弁をいただきましたけれども、何か通り一辺倒の答弁に思うのですが、今後、高齢化社会、岬町においては超高齢化社会と言ってもいいと思いますが、その時代の到来が見込まれていると、間違いなく来るというその中で、シルバー人材センター事業というのは高齢者対策の中では非常に重要な施策、政策である。これは避けては通れない問題で、高齢者に係る政策というように思います。

今後、さらに積極的に高齢者支援、またシルバー人材センターに対する支援をさらに積極的に進めていくべきだと考えますが、この点についての町長のお考えをお聞きします。

○道工晴久議長 町長、田代 堯君。

○田代 堯町長 坂原議員さんの質問にお答えさせていただきます。

シルバー人材センターの目的については、先ほど担当から説明のあったとおりであります。

高齢者対策、雇用の促進ということで位置づけております。

先ほど担当からも説明がありましたが、私は今まで十分公益性の高いシルバー人材センターということで位置づけてその政策をやってきたと思っております。

その中で、今、随意契約の話がありましたが、どうしても業者に請負させなくてはならない業務が必要になった場合は随意契約をもって、シルバー人材センターへ発注していると私は理解しております。

その中で、安価な金額で発注依頼することや、また暴利を得るような予算であってはならない。

あくまで適正な価格によって随意契約をするということが本来の姿であると、このように思っておりますし、そういうように条例では位置づけられていると、このように思っております。

ですから、現在、岬町のシルバー人材センターは私が就任して立ち上げたセンターですので、私もやはり高齢化を迎える中において、しっかりと雇用の施策を進めていきたい、そういう思いからこのセンターが現在機能しているわけですけれども、そのために府道、前は国道になっていた府道の草刈り業務を岬町へ高齢者の雇用対策で大阪府から受託させてほしいということを再三重ねて協議をした結果、ロータリーから岬加太港線の一部の請負をさせていただき結果となっております。

そういった意味では、公益性があるということで公益法人にするということを目的に進めてきて、できるだけ公共の仕事をシルバー人材センターに請負させるようにということで指示をしてみました。

いろいろ組織的に問題は聞いておりますけれども、今回、条例も提案しております岬町観光協会も、シルバー人材センターのように派遣できる条例を整備して、そして行政と関係の方、そして中の組織のことについて連携が取れるようにということで派遣を考えております。

そういった中で、充実したシルバー人材センターを運営するに当たっては、そういうのも必要かなと思っておりますので、今、問題があれば、こういうことが問題ではないかということをお願いいただけたら、また担当のほうに指示し、今後、さらにシルバー人材センターとの連携を密に取れるよう指導してまいりたいと、このように思っております。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 全国よりも急激に進行する高齢化は岬町で、今後も岬町の大きな課題であることは間違いないです。これは避けて通れない話なので、さらに充実して支援をしていってほしいということになります。

高齢者の健康増進、生きがいづくり、また介護、医療にかかる費用の縮減や介護予防のためにもぜひ今後とも積極的な支援を継続されることを求めておきます。

最後に、3点目の質問です。

保育所児の保護者の利便性向上についてであります。

この質問の趣旨は、岬町の3保育所の保護者が、子どもの使用済み紙おむつを毎日持ち帰ること、そうなっているそうですが、それが負担になっているということを聞きましたので、それが改善できないかという提案であります。

お聞きします。各保育所において、現在、紙おむつの取扱いはどうなっていますでしょうか。

お答えください。

○道工晴久議長 しあわせ創造部理事、松下 亨君。

○松下しあわせ創造部理事 各保育所の現在の紙おむつの取扱い状況ですが、現在は各保護者においてお持ち帰りいただいている状況でございます。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 私が聞いているのは、今、紙おむつになっているのですけれども、持って帰っている。

これは、以前は、数十年前ですけれども、以前は布おむつであった。布おむつの場合は、保育所で汚したものをさっと水洗いして、保護者に持って帰ってもらって洗濯して、また使うというお話だったのでですね。

それが、布おむつから紙おむつに変わってきているけれども、システムはそのまま残っている。それが長年もう何十年と続いていると聞いているのです。

私の息子が今、25歳になるのですけれども、その息子のときに既に紙おむつに変わってきておりました。それからずっと今まで、その延長で来ているのですね。

紙おむつなら一般ごみとしても廃棄できると思うのですよ。また一般ごみとして無料で回収されるとありますので、毎日保護者に持って帰ってもらわなくても保育所で処分できるのではないかと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○道工晴久議長 しあわせ創造部理事、松下 亨君。

端的によろしく願います、時間ありませんので。

○松下しあわせ創造部理事 坂原議員のご質問にお答えさせていただきます。

保育所で紙おむつを処分することによる支障や問題点につきましては、紙おむつを使用している0歳から2歳児のクラスで、各保育所で1日分の使用済み紙おむつを保管する容器やごみ収集日までの間保管しておくごみ箱とそれを置く場所が確保できれば、時代の流れからいっても、また保護者の方の負担を減らすためにも、保育所で処分することは良いことだと思いますので、前向きに検討し、実施する方向で対応したいと思います。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 保育所の職員の方にお話を聞いてみますと、子ども一人ひとりごとに別に分けて毎日保管しているということなので、手間がかかるということです。

保育所で全て処分してもらえると、職員も保護者の手間も省けるので大変いいのではないかと思います。

これも一つ、岬町は子育てにやさしいまちだと、子育てにやさしいまちづくりの一環としてぜひ実現していただくことを求めてこの質問を終わります。

以上で、私の一般質問を終わります。

○道工晴久議長 坂原正勝君の質問が終わりました。

暫時休憩します。

(午後 2時01分 休憩)

(午後 2時03分 再開)

○道工晴久議長 休憩前に引き続きまして、一般質問を行います。

次に、谷地泰平君。

○谷地泰平議員 ご指名をいただきました谷地泰平です。議長より許可を頂きましたので、通告に従って一般質問させていただきます。

まず、一般質問に先立ちまして少しお話をさせていただきたいと思いますので、お時間をちょうだいできればと思います。

9月19日の補欠選挙からおよそ2か月半がたちました。つい先日までは普通のサラリーマンだった自分が、今、このように町議会議員として議場に立っている。それを考えると、本当に未来というのは分からないものだなと強く感じています。

また、この2か月半、議長を始め、先輩議員の方々、そして町長始め役場職員の方々、そして多くの地域住民の方々に多くのことを教えていただき、支えていただき、議員活動を行うことができてきました。この場をお借りしてお礼を申し上げさせていただきたいと思います。本当にありがとうございます。

そして、今回、私にとって初めての一般質問になります。

しかし、私が一般質問できるチャンスというのは、任期中僅か6回です。そのため、初めての一般質問になりますけれども、とても貴重な1回です。

有意義な一般質問となるよう頑張りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、一般質問に移らせていただきたいと思います。

今回の私の一般質問では、補欠選挙のときに掲げさせていただいた「子どもが増えるまちづくり」「図書館のある都市公園整備」「地場産品創出による財政基盤強化」、この3つに関する質問をさせていただきます。

まず1つ目、子育て支援策の拡充についてです。

岬町にとって、少子化対策は最重要課題の1つです。第2期岬町まち・ひと・しごと創生総合戦略や第2期岬町人口ビジョンにも記載されておりますが、厚労省のデータによると、平成25年から29年の岬町の合計特殊出生率、これは1.14、全国平均1.43よりも大幅に低く、1,741自治体の中で、残念ながらワースト48位という位置づけとなっております。

近隣市町や大阪府内と比較しても低い水準となっております。そのため、さらなる子育て支援策の充実化を図る必要があると考えます。

例えば多子世帯の保育料軽減、これについて所得制限や第1子カウントの年齢制限撤廃、また、子どもの医療費無料化など、こういったことを望む声があります。

この子育て支援策の拡充についての検討状況について回答をお願いいたします。

○道工晴久議長 しあわせ創造部理事、松下 亨君。

○松下しあわせ創造部理事 谷地議員のご質問にお答えします。

本町の公立保育所では、小学校就学前の範囲内に子どもが2人いる場合、第1子は全額負担となりますが、第2子以降は無料となります。

ただし、第1子が小学生に上がった場合は、それまで第2子だった児童を第1子とカウントしています。

また、年収約360万円未満相当の世帯の場合、第1子が18歳になるまではそのまま第1子としてカウントし、第2子以降は無料となります。

このように、収入に応じて第1子、第2子、第3子のカウント方法が異なり、保護者の方々にとっては分かりづらい状況にあります。

確かに、年収約360万円未満相当に関係なく、第1子が18歳までそのまま第1子としてカウントする方法は簡単かつ明瞭で、多子世帯の保護者負担の軽減にもつながることではありますが、年収約360万円以上世帯であれば、未就学児から第1子、第2子とカウントする方法を撤廃している市町は近隣の泉佐野市以南ではなく、また第2子課税世帯の保育料につきましては、他市町村では半額負担に対し、本町では既に無償化しているなど、他市町村と比較しても保育料の保護者負担の軽減については進んでいる状況にあります。

さらに、町財政にも影響してきますので、財政的に収入がどの程度減少するか精査する必要もあり、国や他市町村の動向を見ながら慎重に検討したいと思っております。

○道工晴久議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 ただいま答弁いただきましたとおり、確かに近隣の市町村では多子世帯の保育料軽減というところに関しては、岬町は充実しているという部分はあるかと思っております。

全国的に見たときには、実際に、年齢や年収の制限を撤廃しているという自治体は数多くありますので、そこは町としてもできるだけ前向きに検討していただければと思います。

次、医療費無料化についての回答をお願いします。

○道工晴久議長 しかわせ創造部理事、松下 亨君。

○松下しかわせ創造部理事 谷地議員のご質問にお答えします。

子どもの医療費の無料化ですが、子どもの医療費の助成につきましては、令和元年6月末までは助成対象者は中学3年生の年度末まででしたが、令和元年7月からは満18歳年度末まで助成対象者を拡大しました。

助成の内容ですが、各健康保険の自己負担額から一部自己負担額を除く医療費を助成します。

なお、一部自己負担額は、1医療機関当たり、入院・通院とも1日につき各500円、月2日最大1,000円を限度としております。

また、1か月の間に複数の医療機関の窓口で支払った自己負担金の合計額が2,500円を超えたときは、その超えた分だけ助成します。

子ども医療費の無償化につきましては、子育て世帯の経済的負担の軽減となり、子育て世帯の支援につながりますが、障がい者医療やひとり親医療等、他の公費負担医療制度とも関連するほか、医療費助成につきましては、近隣市町においても本町と同様の大阪府の制度に基づいています。

また、本町では18歳到達年度末まで助成枠を既に拡大しているほか、入院時の食事代助成も行っており、他市町村よりかなり進んだ医療費助成を行っています。

医療費を無償化することは財政的にもかなり大きな影響を受けるため、今すぐ無償化をすることは困難で、もうしばらく慎重に検討したいと思います。

○道工晴久議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 子ども医療費の無償化についてですけれども、松下理事から答弁いただきましたとおり、確かにこちらについても近隣の市町だけでなく、大阪府内では子どもの医療費の無料化を実施しているところはありません。

しかし、全国的に多くの自治体でこれは積極的に実施している状況です。

厚労省から発表されている「乳幼児等に係る医療費の援助についての調査」、こちらによりますと、令和元年度（平成31年4月1日）時点で、対象年齢は違ってはくるのですけれども、993の自治体で通院、入院ともに所得制限なしで医療費無料化を実施している状況です。

また、平成30年度から令和元年度の間に子どもの医療費助成について何らかの拡充を図った

自治体が全部で244あります。

しかも、これはあくまでも令和元年度時点のデータであるため、現在はさらに多くの自治体が子どもの医療費無料化を実施していると思われます。

それと、厚労省が発表している「人口減少社会に関する意識調査」（平成27年12月）、こちらで出産、子育ての負担、不安要因の1位というものは経済的負担となっています。

確かに、理事がおっしゃるとおり、財源確保というものは非常に大きな課題であり、決して簡単ではないというところは理解できますけれども、出産・子育ての負担・不安をできる限り取り除いてあげる、これが子育て支援としてはとても大事だと考えます。

また、ご存知かとは思いますが、**「奈義町の奇跡」**と言われている、子育て支援策の成功例として有名な岡山県の奈義町という町があります。

合計特殊出生率は、岬町1.14なのですが、この奈義町は2005年時点で1.41であったものが、10年で2倍になって、令和元年度には全国トップクラスの2.91を達成しています。

これは、若者定住支援であったり、就労支援、独自の子育て支援策、この政策を柱に段階的に拡充を図っていき、また子育て応援宣言、こういったものを町として掲げて、「子育てするなら奈義町で」、こういったキャッチコピーで町内外にPRを行った結果と言われております。

こういった成功例があるということは、確かに今、理事がおっしゃるとおり、全国的にとっても少子化というのは難しい問題ではあるのですが、決して不可能というものではないと考えます。

岬町としても、こういった独自の子育て支援策、これをどんどん実施していき、引き続き前向きに検討いただくよう強く要望いたします。

これで1つ目の質問を終わります。

次に、2つ目の質問です。2つ目の質問は、新たなみさき公園の整備についてです。

新たなみさき公園、これは今後の岬町の発展に非常に重要な施設であり、町内外の多くの方にとって魅力あるものとならなければなりません。

住民アンケートは、令和2年6月と、1年半以上前ではあるが、新たなみさき公園は住民からの期待がとて大きく、住民の要望というものも日々変化している状況かと思われます。

最近では、図書館や駐車場無料化、こういったものを望む声も非常に大きいです。

こういった住民からの要望について、今後も事業者と協議していくことが可能なかどうか、こちらについて回答をお願いいたします。

○道工晴久議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまの谷地議員のご質問にお答えいたします。

初めに、議員ご指摘の令和2年6月のアンケート調査につきましてですが、この調査はこれまでみさき公園を利用されていた皆様のご意見やご要望をお聞きし、今後、整備予定の新たなみさき公園構想に活かすことを目的にその当時実施したものでございます。

アンケート調査の結果は、町ホームページに公表するとともに、本事業における4つの基本的方向性として整理いたしまして、現在、公募手続き中の募集要項等に反映したものとなっております。

こうして策定した募集要項等に基づきまして、民間事業者の公募手続きを開始いたしましたのですが、新型コロナウイルス感染症の拡大等が本事業の推進に大きな影響を与え、公募を行った募集状況や業務要求水準書を適切に見直し、現在、民間事業者からの提案を受けるところまで来たところでございます。

現在は、速やかに優先交渉権者の決定ができるようPFI事業者選定審査委員会による審査手続きの実施に向けて事務を進めているところでございまして、順次、優先交渉権者の決定と基本協定書の締結、その後に優先交渉権者と事業内容の確認を行った上で事業契約を締結できるよう進めてまいりたいと考えているところでございます。

一方で、議員おっしゃいますとおり、住民の皆様や利用者の皆様からのご意見やご要望は日々変化し、途絶えることはなく、現在もご意見等は寄せられている状況にあります。

現在は事業者選定中ではありますが、PFI事業者選定委員会による優先交渉権者の選定手続きの後に事業提案内容の確認を行いますので、その中で可能な範囲で反映できるご意見等につきましては反映できるよう協議を重ね、その後に正式に事業契約を締結することができればと考えております。

こうした手続きを進める中で寄せられたご意見やご要望を共有して協議検討して進めてまいりたいと考えているところでございます。

○道工晴久議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 ただいま吉田理事から回答いただきましたとおり、現在は事業者の選定中という状況ということで、要求水準書にこちらを盛り込んだり、そういったことは難しいけれども、事業者が決まって、優先交渉権、事業契約、こういった締結の手続きが全て完了した後に日々ある住民からの要望というところに関しても都度柔軟に事業者と協議を進めながら盛り込めるものは盛り込んでいきたいと、そういった前向きな回答をいただいたと認識しております。

それと、図書館の整備についてですけれども、こちら今回、「過疎地域の持続発展計画案」、こちらにおいて重要政策事業として盛り込んでいただいたと認識しており、こちらについては、ありがとうございます。

また、図書館の設置場所、これを新たなみさき公園内にするかどうか、こちらの点についてですけれども、新たなみさき公園内に設置することによるメリットというのはやはり幾つもあると考えております。

今後、みさき公園内に設置するかどうかというのは引き続き検討いただくことになるかと思えますけれども、みさき公園内に設置するメリットについて幾つか述べさせていただきたいと思えます。

まず、1つ目としては図書館を併設した大規模都市公園というのが、いろいろ調べたのですけれども、恐らく、日本の中であまりないのではないかと思います。

そういった意味で差別化するというところでかなりPRポイントは大きいのかと思えます。

確かに、大阪市内であったりとか、あと板橋区であったり、本当に大都市圏で小さな都市公園内に図書館を併設したり、あとは、大きい都市公園内に小規模の図書館があるとか、そういったものは最近見受けられるのですけれども、今回のように大規模な都市公園であるみさき公園ぐらいの規模のものに図書館を併設しているというところはいろいろ調べてもそういう事例は見受けられないので、そういった意味で、かなり差別化もできるのではないかと考えています。

2つ目、集客効果という点についてですけれども、最近では図書館で、新しいものが関西圏でも幾つか建設されており、例えば、一番近いところでいうと、和歌山市市民図書館、これは実際に駅ビルの中にあるものなのですけれども、令和2年6月5日開館、来館者数が66万人です。

それと海南市、海南nobinos(ノビノス)という、これもかなり変わったコンセプトを持っている図書館なのですけれども、令和2年6月1日開館、9か月半で来庁者数50万人、これはニュースにもなったというところで、図書館というものは、実際に今、集客効果というところでもかなり大きいのかというように考えます。

次、3つ目、熱中症対策。近年、夏の暑さというのは本当に危険な状況になっているので、屋内レジャーだけだと熱中症というのはかなり懸念されます。

特に、小さい子ども連れの場合には、やはり熱中症を懸念して滞在時間が短くなってしまふ、そういったケースも考えられます。

そんな中に、図書館という屋内施設が併設されていた場合には、実際、屋外で遊んだ後にクールダウンできたり、熱中症対策にもなりますし、また、それによって滞在時間を延長することに

つながる、そういったメリットが考えられます。

そして、4つ目としては相乗効果という点についてですけれども、やはり、こういった図書館のような屋内施設があることで、やはり来場者自体のターゲット層というところを広げることができて、来場者の増加であったり、あとは屋内・屋外でのイベント開催とか、様々な相乗効果というものが期待できると考えられます。

最後に5つ目のポイントとして、天候とか季節、こういった影響が軽減できるというように考えられます。

屋外施設だけだと、やはり雨や冬といった、こういった天候とか季節に来場者数が影響されてしまいます。

そこに、図書館という屋内施設が併設されていることによって、こういった天候とか季節による影響というところは屋内施設はそれほど受けないので、図書館への来場者が、そのついでに新たなみさき公園にも来てくれると、そういったところが期待できるのではないかと考えられます。

こういった幾つかメリットというところを述べさせていただいたのですけれども、新たなみさき公園内に設置することによるメリットというところを念頭に置いていただいて、今後、図書館整備について、引き続き検討をお願いできればと思います。

また、それ以外の住民の方々から、今後も様々な意見や要望等が寄せられると思いますけれども、引き続き、事業者と協議の場を設けていただいて、前向きに検討いただくようよろしくお願いいたします。

これで2つ目の質問を終わります。

最後に、3つ目はふるさと納税についてです。

ふるさと納税は貴重な財源確保の手段でありますけれども、岬町への寄附額、これは伸び悩んでいる状況かと思われれます。

総務省のデータによると、令和2年度の岬町のふるさと納税の寄附額は537万3,000円、実際の徴収金額と多少違うところもあるかと思うのですけれども、総務省のデータではそうなっています。

この金額というのは、1,741自治体がある中で、少々残念ながら1,629位という位置づけです。

また、平成31年のふるさと納税制度改正以前の、5年前、平成28年度、こちらと比較すると減額している状況となっていて、この増減額についても全自治体で計算したところ1,709位というやはり伸び悩んでいるところを示す数値となっております。

これに対して、例えばポータルサイト、かなりたくさんポータルサイトがあるのですけれども、こういったものを見直しであったり、返礼品数の拡張とか、このような対策というのをどのように進められているのか。

それと、こういった寄附額とか金額に関するところにおいては目標金額の設定というのが大事かと思うのですが、現在、こういった目標を目指して検討を進められているのか、回答をお願いいたします。

○道工晴久議長 総務部理事、寺田武司君。

○寺田総務部理事 谷地議員のご質問にお答えさせていただきます。

近年、ふるさと納税は各地方自治体にとって貴重な財源となっており、地域経済の振興に寄与するとともに、寄附者にとっても地方の発展に貢献することができる貴重な機会となっております。

このふるさと納税は、岬町の住民にとって有意義なものにするためには、ふるさと納税の受入寄附金額を増やすことが重要であると認識しております。

寄附金額を増やす方策については、議員ご質問のとおり、ルールの範囲内における魅力的な返礼品の拡充や、ふるさと納税情報サイトを活用した魅力発信により実現していくことが必要であると考えております。

初めに、ポータルサイトの見直しにつきましては、ふるさと納税の取組みを広く知ってもらうことが大切であると思っておりますことから、本年11月15日より新たにふるさと納税ポータルサイト「さとふる」での寄附の受入れを開始いたしました。

現在、「ふるぽ」と「さとふる」の2つのサイトを運用して情報発信をしているところでございます。

今後は、さらにポータルサイトの特徴を活かした運用を検討の上、拡充を図りたいと考えてございます。

次に、返礼品の充実を図ることについては、共通返礼品を含め、自然豊かな本町の特性を活かした道の駅みさきによる岬町産の海産物の詰め合わせセットや、現在、特産品開発に取り組んでいただいております野菜の詰め合わせセット、また、青少年海洋センターやゴルフ場などの体験型の返礼品の拡充に努めるとともに、まだ登録されていない事業者、返礼品となっていない商品もあろうかと思っておりますので、商工会と連携を取りながら調査を行い、あれば、その事業者の方にお声をかけさせていただき拡充を図りたいと考えてございます。

また、個人の方だけでなく、企業版ふるさと納税の活用など積極的にPRしていきたいと考え

てございます。

引き続き多くの返礼品づくりに努め、財源確保、また地域経済の活性化につながるため制度を拡充してまいりたいと考えてございます。

次に、2点目の寄附金の目標額についてでございます。寄附の目標額を定めることはなかなか難しいところでございますが、令和4年度の予算は現在編成中でありまして、予算要求段階で概ね1,000万円を見込んでございます。

しかしながら、本町におきましても平成29年度は過去最高の約9億9,000万円の寄附を集めた実績がございます。

また、総務省のふるさと納税のポータルサイトには、令和2年度の各自治体のふるさと納税の受入額、また受入件数の実績値が掲載されておりまして、1億円以上の寄附金を集めている団体が1,788団体中938団体と、約半数であることから、本町におきましても何年か後には1億円を目指したいと考えております。

ただ、本年度より追加しましたポータルサイトの影響や返礼品の拡充、利用者の掘り起こしによる影響については、来年以降の寄附額に反映される部分が大いと考えておりますことから、来年度に効果検証を行い、目標額を定めたいと考えてございます。

○道工晴久議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 先ほど、寺田理事から回答いただきましたとおり、現在、実際にポータルサイト、11月15日に「さとふる」の追加をいただいたところと、あとは返礼品の数についても事業者といろいろ協議していて、拡充を図っている状況という回答をいただき、今後も引き続き、目標金額1億円、かなり大きな目標かと思えますけれども、取り組んでいただければと思います。

参考までに、私のほうで実際に各自治体のふるさと納税のポータルサイト団体とか返礼品数を調査した結果をご報告させていただきたいと思うのですが、ポータルサイトの種類としては全部で29サイト、かなり種類としては多くあるのです。

29サイト実際にありました。その中でも主流なのが、ご存知かとは思いますが「ふるさとチョイス」、これは実際「ふるぽ」と連携できるようなサイトというのが実際岬町としても活用しているものになるのですが、それと、あとは「楽天ふるさと納税」「さとふる」これは、今回追加されたもの。あと「ふるなび」、この4サイトです。

実際、CM等々でも目にされることもあると思うのでご存知の方も多と思うのですが、ほとんどの自治体がやはり複数サイトを併用していて、実際多いところだと17サイト併用しています。

先ほどおっしゃられた目標金額1億円。1億円以上の寄附金額を集めている自治体、このほとんどが、やはり3サイト以上併用している。

現在、「さとふる」を追加されて、サイトとしては2つのサイトを運用されることになると思うのですが、来年度、効果検証等々していただき、やはりサイト数を増やしていく方向で検討をしていただくのが良いかと思います。

それと返礼品数、こちらについても、やはり1億円以上寄附金額を獲得している自治体は商品数もかなり多いです。

実際、返礼品数が少なくなくても100以上は準備されている。

返礼品数においても、全く異なる返礼品をつくっているというわけではなくて、組み合わせなどで、できるだけ、ふるさと納税を検討されている人たちの目に触れるような方法を模索するということが大事かと思います。

それに加えて、やはり、ただただ数があればいいとか、サイトが多いただけというわけではなくて、その中でも引っかかるような、やはり魅力あるものの創出が一番大事かと思うのですけれども、プラスアルファとして、こういったポータルサイトというものをもっと活用していき、返礼品数の数もうまい具合に増やしていったら、数年後に1億円とか、高い目標を目指して頑張っていたらいいと考えます。

これで3つ目の質問を終わらせていただきます。

これで私の一般質問は全て終了となります。

○道工晴久議長 谷地泰平君の質問が終わりました。

暫時休憩したいと思います。3時まで休憩いたします。

(午後 2時39分 休憩)

(午後 3時00分 再開)

○道工晴久議長 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、中原 晶君。

○中原 晶議員 日本共産党の中原 晶です。

7月から9月期の国内総生産、GDPの速報値は2四半期ぶりのマイナスとなりました。夏の東京五輪パラリンピックの開催は感染爆発を加速させ、感染抑制のための緊急事態宣言の延長が個人消費を押し下げました。

個人消費、設備投資、輸出の主要3指標が全てマイナスとなり、GDPの5割を占める個人消

費の落ち込みは慢性的になっています。

倒産件数は政府の補助金などで抑えられていますが、休廃業が増加しており雇用にも影響が及んでいます。

実質賃金もGDP成長率も国際比較をしても、日本の下落は異常で、コロナの影響だけでは説明が付きません。

日本経済の回復と安定的な発展のためには行動的な弱点の克服が欠かせない深刻な事態に至っており、そこにコロナが直撃した格好になっています。

経済成長に向けて必要なのは、まずは命と健康を守る手立てを徹底して行い、コロナで傷ついた暮らしと営業を安定させることです。

今ほど弱者への温かい視点が必要なときはありません。また、そのことが経済成長への足掛かりになることを強調したいと思います。

新型コロナウイルスの新たなオミクロン株出現による第6波への不安や物価高の下で、住民生活も事業者の経営もさらなる苦境に追いやられることは明らかです。

岬町が弱者への温かみのある施策をさらに拡充することを求めて質問を始めます。

1点目の、新たなみさき公園づくりについて質問します。

9月末まで行われていた公募の審査結果が公表され、1グループからの応募があり、参加資格を満たしていることが確認され公表されたところであります。今後の審査や優先交渉権者の選定スケジュールをお聞かせいただきたいと思います。

また、結果の公表には関心表明書兼事前相談申込みが8社から提出されたとの記載がありましたが、関心表明書兼事前相談申込みというのはどのような仕組みなのか、その取扱いがどのようになされたのかも併せてご説明いただきたいと思います。

○道工晴久議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 中原議員のご質問にお答えいたします。

今後の新たなみさき公園整備運営等事業に係る事業者選定スケジュールにつきましては、現在、第1次審査により参加資格要件を満たす応募グループから、第2次審査書類の受付を終えPFI事業者選定審査委員会において第2次審査書類による事業計画提案内容の審査をお願いするため、この委員会開催に向けた準備を進めているところでございます。

なお、この審査委員会の開催時期につきましては、本事業の募集要項に示していますとおり令和3年12月中旬をめどに準備を進めているところでございます。

その後の予定につきましても、募集要項に示していますとおり、優先交渉権者の決定、基本協

定の締結を年内に終え、令和4年2月に事業契約の仮契約を締結し、令和4年3月に事業契約を締結し、同3月議会において指定管理者の指定の議決など必要な手続きを進めてまいる予定であります。

ただし、本事業の募集要項では、みさき公園全体を事業範囲として公園整備から維持管理運営までの提案を求めており、特に第2次審査におきましては多くの提出書類を求めており、審査委員会での審査も多岐にわたることになります。

こうした状況から事務局では事業計画の提案内容によっては、現在の構成委員以外の専門的知見を有する学識経験者等を招集し、その者の意見を聴取することも必要と考えております。

このようなことから、場合によっては複数回の委員会の開催も想定しており、それ相当の時間が必要となり、想定スケジュールに遅れが生じる可能性があると考えておりまして、こうした慎重な審議手続きが必要であることについてご理解いただきますようお願いいたします。

次に、関心表明書兼事前相談申込みのあった8社の扱いについてお答えいたします。

まず、この事前相談は本事業の再公募に当たり、民間事業者の本事業への参入の検討を促すため、参入を検討する民間事業者から関心表明書を提出いただき、募集要項等の公開資料に係る解釈等を明確化するため、事前問合せや相談を対話形式または書面を受け付けることにより、民間事業者の本事業への参入において有益な提案を促すこと、また、本事業に関心のある民間事業所についての情報提供するマッチング支援を目的に実施したものでございます。

以上の目的により、関心表明書兼事前相談書類の提出を求めたところ、8社からご提出をいただき、事前相談等を実施したところとなっております。

こうした手続きを経まして、各事業者の判断により正式な応募をいただいた企業グループは1グループであったということでございます。

なお、参考といたしましては、グループ構成員の中には今回のマッチング支援制度により、このグループに参画したものと推定される事業者もございました。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 スケジュールについてご確認させていただきました。

その2次審査が少し時間がかかるかもということで、必要な時間はしっかりかけていただければいいと思うのですが、それでいいですと、優先交渉権者の決定、基本協定締結を年内にと今お答えになったかと思えますけれども、そこがずれ込む可能性も考えられるということですね。

うんうんと言っているのです、そうなのだなと思ってお聞きいたしました。なるほど。

審査の結果については、経過も含めてできるだけ詳らかにしていただきたいと思っております。

それで、先ほどお答えいただいた中に、一つ、現在の構成委員以外、審査をしていただく委員会ですけれども、その構成委員以外の専門的知見を有する学識経験者等に意見を聞くこともあるということが述べられました。

それは、具体的にはどういった分野の学識経験者等ということをお考えなのか、お聞きしておきたいと思います。

○道工晴久議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

学識経験者のうち、都市計画分野につきましては、委員長にその役割をお願いしているわけですけれども、委員長の専門分野が、景観デザインやランドスケープ的などところを得意とされているということでございますが、みさき公園では第2次審査の提出書類の中に建築物の構造計算や仕様などを含めた図面の提出を求めていますので、そういった建築関係の専門的知見を有した先生方に事業者から提出される図面等を見ていただく必要が生じてまいると考えておきまして、今回、その報償費についても補正予算でお願いしたいと思っております、常任委員会のほうで詳しく説明をさせていただけると思っておりますけれども、そういうところでございます。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 少し先取的にお聞きすることになってしまったようで議案として提案されている中に新たにお願いをする委員に対する報償費と言いますか報酬、報酬費についても事業委員会で審査するということになるかと思っておりますので、そこでまた、私は事業委員に所属しておりますのでお聞きできたらと思っておりますけれど。

私も今回、実は改めて、今の5人の委員の研究分野について調べさせていただいたわけなのですね。

そうしますと、確かに少し偏りがあるかなとは率直に思いましたので、必要な意見を頂くために必要な方にお願いをして来ていただくということはやぶさかではないのですけれど、こういった、特に審査に関わる方々ですので、委員構成についてはよく専門分野も考えた上でお願いをする必要があるということだけはこの場で申し上げておきたいと思っております。

それから、先ほど申し上げたとおり、審査の結果が聞けるようになるのは、優先交渉権者の決定がなされた後かと思っております、議会のタイミングということで言う次の3月議会になるかと思っておりますが、審査の経過、そこはできるだけ詳細に報告していただきたいと思っておりますし、また住民の皆さんにも広く知らせていただくように求めておきたいと思っております。

続けてお尋ねをいたします。

近年、気候変動による大規模な自然災害が多発しているということもあって、防災への意識が住民的にも非常に高まってきております。

そこで、住民の方から防災パークの要素を取り入れた新たな事業展開を、このみさき公園で行ってはどうかというご意見を頂きまして、それは積極的な意見だと思いましたので、この機会にお聞きしておきたいと思えます。

町としてはどのようにお考えになるか、お答えいただきたいと思えます。

○道工晴久議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘の防災公園と言われる公園は、オープンスペースを活用した避難場所や活動拠点に指定され、震災から皆さんの命を守る重要な場所と位置づけられております。

国土交通省が発行しています事例集では、このような防災公園は、公園内に防災トイレや太陽光発電を活用した照明施設、かまどベンチなどが設置されたり、活動拠点に指定されている公園では、ヘリポートや大型緊急車両の通行を想定した園路などが整備された事例が掲載されております。

このような防災公園の考え方は、阪神淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災など、過去に発生した大規模な災害を教訓に、各地で想定される大規模災害に備え、震災から皆さんの命を守るために、各地の地方自治体の都市公園などのオープンスペースに、防災機能を備えた施設等の整備を国の補助制度を活用して進められている状況でございます。

また、一方で本町の地域防災計画では、第1節の防災体制の整備の防災拠点の整備の中で、大規模災害時において適切な災害応急活動ができるよう、応援部隊の受入れ及び活動拠点として、みさき公園駐車場が設定をされております。

また、第6節の緊急輸送体制の整備の航空輸送体制の整備の中で、災害時の応援を受け入れるための災害時用臨時ヘリポートとしてみさき公園の駐車場、いきいきパークみさき多目的広場が選定されております。

こうした中、新たなみさき公園整備運営等事業に係る募集要項等におきましては、こうした地域防災計画上におけるみさき公園の位置づけ等も踏まえた上で検討し、作成をしており、具体的には、業務要求水準書の公園施設の計画に関する要求水準において、防災性の観点として耐震性、火災、風、雷、浸水、冠水などの対策や、災害対応を踏まえた性能に配慮した公園施設を計画するように要求をしております。

また、運営業務に関する要求水準の中でも、災害発生時の対応の中で、町と災害発生時の対応

に関する協定を結び、災害発生時には公共施設として必要な災害対応を行うことや、大規模災害時に広場などを一時避難施設として利用予定であることについて記載をしております。

そのほかにも、防災に関して十分に配慮した提案となるよう求めた業務要求水準書としておるところとなっております。

以上のとおり、募集要項等では、町が示しました4つの基本的な方向性を基に公園施設の計画を提案していただくこととしておりますが、そうした中でご説明いたしました防災の観点も加味していただくこととしております。

先ほどもご説明のとおり、現在は事業者からの事業計画の提案を受けて、審査委員会による選定審査前の段階であり、具体的には優先交渉権者と決定した事業者と改めて防災機能の重要性を共有した上で、災害にも強い都市公園を目指して協議を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 そうですよね、タイミングがまずいと言うか、まずいわけではないのですけれども、ちょうど2次審査の申込みが終わってというタイミングなので、ここであまり新たな要素を、何と言うか、盛り込むと言いますか、そういうことは難しいタイミングだとは思っていたのですが、ご提案いただきましたのは、今、お聞きした中で災害への対応とか、そういうことについてもきちんと要求水準書等の中で記載をされていると、防災に対する視点もきちんと踏まえた提案にということ町としては求めているという対応は結構だと思いますし、そういう要求水準書になっている限りは、そこに応える中身の提案があるのだらうと思っているのですけれども、私に提案があったのは、少し角度が違うのですね。

どう違うのかと言いますと、具体的には、日本笑顔プロジェクトという一般財団法人があるのですけれども、そこが取り組んでいる体験型ライフアミューズメントパーク *nuovo* (ノーボ) という施設なのですよ。

その *nuovo* (ノーボ) という言葉は、農業プラス防災で *nuovo* (ノーボ) というように略して言っているようなのですが、この *nuovo* (ノーボ) という言葉は、また興味がある方はインターネットでお調べいただいたらいいと思うのですけれども、新しいという意味がイタリア語であるそうで、アミューズメントの要素も兼ね備えているということだというように、私も今回そういう提案を受けて調べて分かったことなのです。

そこは少し変わっているのが、今、説明していただいた要求水準書の中に盛り込まれているものというのは、災害が起こったときに、もちろん一時避難所にしたりとか、いろんな対応ができ

るものということではあるのですが、この提案は、さらにそこから踏み込んで、自分がボランティアになれる、そのための要素が兼ね備わっている施設なのですよ。

もう少し説明しますと、あるのは長野県に1号目ができたのですけれども、そこではどういうことができるかという、重機の資格が取れるとか、ただ重機の資格を取りにそこへ行く人というところとすごく限られるじゃないですか。

それなので、そこで楽しめるように、四輪バギーを体験できるとか、重機も体験ができる、簡単な操作を教してもらって体験ができる、ゲーム性があると言うか、楽しめる、そういう体験の分野があって、そこからさらに踏み込んで重機の資格を取るということも、一定の期間がかかるわけですが、そういう場所もあると。

資格を取った上で、さらにそこで一定期間に1回練習もできる、ペーパードライバーにならないようにみたいな。

私たち議会で九州へ視察に行かせていただきました。熊本に。

そのときに、やはり災害が起こったときに、重機が非常に役に立ったという話がありました。議員の方からお話をお聞きして、まず重機を集めたという話がありました。

ですので、大規模な災害のときに重機を集めたりとか、あとは重機があるだけでは駄目なので、オペレーターがいるのですよね。

そういうことを積極的に行っていく施設として、また、それを楽しむということも兼ね備えた上でできるところがあるというお話がありまして、これは面白いことをしているな、非常に有益だなと思ったのでご紹介をさせていただいたのですけれども。

先ほど申し上げたとおり、事業者から一定の書類が提出されている時期でありますから、その内容を踏まえた上で、もし、どこかに取り込めるような部分があるのであればご検討いただければ、それも一つの集客の要素になり得ると思っているのでご検討いただければというようにご提案したいと思います。

1点目のみさき公園については以上です。

大きな二つ目の、気候危機の打開について質問をいたします。

真夏の異常な暑さや台風の巨大化、集中豪雨など、以前は考えられなかったような異常気象と、それによる大災害が毎年のように発生をし、気候危機は日本でも世界でも一刻の猶予もない状況になっています。

地方自治体として、地球温暖化対策に取り組み、持続可能な社会の実現のために役割を果たすべきと考える立場から、岬町が2年前に策定した地球温暖化対策実行計画に基づいて質問をいた

します。

地球温暖化対策実行計画事務事業編というのが2021年3月に策定されておりますが、ここでは2013年度を基準にして、2030年度にCO₂の排出量を40%以上削減するという目標が掲げられております。

その目標達成のために様々な対策も設けられておりましたけれども、その計画の進捗についてお尋ねをしたいと思います。

まず初めにお聞きするのは、基準年度としている2013年度のCO₂排出量、これは3,441.5トンCO₂に対して、その後の排出量の推移がどのようになっているかお答えをいただきたいと思います。

○道工晴久議長 しあわせ創造部理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部理事 中原議員のご質問にお答えします。

温室効果ガス排出量につきましては、平成30年度につきましては3,018.7トンCO₂、削減率としまして12%削減されております。

令和元年度におきましては2189.8トンCO₂、削減率としましてマイナス32%削減されております。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 私が先ほど申し上げた地球温暖化対策実行計画は、その中に載っているのは2013年度から2017年度までしか載っていないのですね。

その5か年については多少の凸凹がありますけれども、少しずつ増加していったという傾向が示されておりました。

それで、私はそれを見て青ざめて、このまま右肩上がりになっていったら40%も削減なんてとんでもないわと思っていたのですが、今、お答えいただいたところによりますと、2018年、2019年と2か年にわたって連続して基準年の2013年と比較して下げていったということでありました。

とりわけ、2019年についてはマイナス36%と目標がマイナス40%以上ですから、もう少ししたら達成できそうな感じがするのだけれど、なぜ、この2か年がこんなに減少できたのか、そのことについてお答えをいただきたいと思います。

○道工晴久議長 しあわせ創造部理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部理事 ただいまの質問にお答えいたします。

令和元年度におきましては、平成25年度と比較しますと、約36%削減できております。

主な要因といたしましては、水道事業が大阪広域水道企業団へ統合したことが大きく減少した要因です。

削減につきましては460トンCO₂、全体の約3分の1を占める割合となっております。

その他としましては、日常的な事務活動や施設管理において、全体的に電気使用量が減少したものだと考えております。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今、さきにお答えいただいた水道事業が大阪広域水道企業団に統合されたことによるものだというお答えでして、それは理屈としてはそうなのだと思うのですが、要するに、岬町が所管している事業について排出量を測るわけで、広域水道企業団に統合したので岬町の手から離れましたと、なおかつ、水道事業というのは一定の温室効果ガスCO₂の排出量というものはあるわけで、それが岬町の管理でなくなったので減ったという説明だと思うのですね。

それは、CO₂の削減になっているのかどうかという問題でいうと、岬町の管理上ではなくなったけど、大阪府の水道企業団で同じように排出量を測ったときに、向こうは増えているわけですね。

だから、付け替えをしてもしょうがないわけで、ボンボンと落ちているからすごいと思ったのだけれど、主にはそういう理由だということで、決してこれで安心してはいけないということだと思うのです。

ただ、後半で述べられた、日常的な事務活動の減少と言いますか、電気の使用量を減らすことができた、ということだと思うのですね、大事なのは。

確かに、この計画の中で多岐にわたっているいろんな努力をしようという項目が掲げられています。ノー残業デーとか、そういうのも一つですね。

後は、新しい機器への更新をするだけで電気の使用量を達成できたりするわけですから、そういう工夫も重ねていってのことだろうとは思いますが、岬町として着実に40%以上の削減が2030年にできるようにという努力を重ねていただきたいと思います。

そのことを考えた上でも、進捗管理が非常に大事だと思います。

計画の中で、進捗管理の仕組みという項目がありまして、推進体制と進行管理の方法として、管理総括責任者、これは町長ですね。

町長の下、温暖化対策推進会議やワーキングチームを設置するとされています。この二つの会議体は設置されているのでしょうか、お尋ねします。

○道工晴久議長 しあわせ創造部理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部理事 ただいまの質問にお答えいたします。

地球温暖化対策の推進体制に当たっては、多くの部署が関係することから、全庁横断的な取り組みが必要となってきます。

そのため、実施に当たっては、岬町地球温暖化対策推進会議と地球温暖化対策ワーキングチームの設置をする旨の記載がありますが、庁内各組織の人員数やコロナ禍の影響により設置できていない状況でございます。

温室効果ガス排出量としまして、電気使用量、燃料使用量の把握となっている現状です。

今後、推進体制構築のため、大阪府担当部署を始め、先進自治体の状況などを調査し、設置に向け進めてまいりたいと考えております。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 行政は何年前からか忘れましたが、PDCAサイクルとよく使うようになりました。何か計画を立てて、それをきちんとチェックして、また、次のアクションに移すというものです。

それ、当たり前の話で、わざわざPDCAとか、PLAN、DOとか、そんな言い方しなくても、何かを達成していこうと思ったら、必ずそういうことが必要なわけですけど、ただ、今お聞きしましたら、そういうことを自分たちの計画として掲げながら、推進会議もワーキングチームも設置していなかったということですね。

このことは何を意味するのかと言いますと、この問題に対する意識の低さだというように私は指摘せざるを得ないと思いますよ。

これは、あっちばかり向いてと言ったら悪いから町長、町長が一番トップになってつくらないといけない会議体となっていますよ。

これ、つくったのが2019年3月、2020年、2021年3月、2年以上経っていて、言っている間に丸3年になってしまいますよ。

これは、少ない職員の中で皆さん頑張っておられることも理解しておりますが、やはり、この問題は本当に地球的な死活的問題ですので、できるだけ早く。

ただ、本当に着実に推進していくことを考えると、にわか仕立てでも良くないだろうということも思いますので、実現可能なテールで、まずは会議体をきちんと設置をしていただくということは、これは私がお願いするものではないのですけれど、必ずやるべきことだと指摘をしておきたいと思います。

それで、先ほどお答えいただいた中に、電気使用量と燃料使用量については把握しているとい

うことで、これはきちんと行っておられることが確認できました。

というのは、そのことについても、この計画の中に記載されています。

事務局として、生活環境課が事務局となるというようになっているのですが、そこが毎年一回、エネルギーの使用量等について年間の排出量を算出するというようになっています。

ここから先が問題で、その算出したものを推進会議に報告し、取組み方針等の修正を行うと。その報告する会議体がないからいけないわけなのです。

ですので、それをできるだけ早く設置していただきたいと思います。

それから、そのことにもう少し加えて申し上げるとするならば、排出量については、毎年一回、措置の実施の状況を公表することが義務付けられております。これは法律で義務付けられているのですよ。そのように計画に書いてあるのですよ。

見直される前の法律ですけれども、地球温暖化対策推進法第21条、第10条に基づきということで措置の実施状況を公表することが義務付けられていると書かれておりますので、これもきちんと行っていただかないと、これは義務ですからね、それも着実にできるようにしていただきたいと思いますし、岬町のWebサイトや広報を通じて計画の内容や温室効果ガスの総排出量などについて広く公表しますとも岬町がつくった計画書の中に書いてありますので、それもきちんと行っていただきたいと思います。

住民に周知するというのは啓発ですね、目的は。ですので、そういうことはきちんと遂行していただきたいと申し上げておきたいと思います。

初めに申し上げたとおり、この問題は一刻の猶予もならない重要な課題です。ですので、きちんと検証、評価を行った上で必要に応じて取組み項目や目標値等の修正を行えるようにしていただきたいと思います。

それで、続けてお尋ねしますが、計画の中で目標達成に向けた具体的な措置等の検討という章がありまして、その中で2点ほどお尋ねしたいと思います。

一つはCO₂削減の達成、マイナス40%以上達成するというためにいくつもメニューが書いてあるのですが、その中に、分別収集の推進と書いてあるのですよ。

説明として、家庭から排出される可燃ごみの有料化制度の検討というように書いてあるのですよ。これ、2019年につくったものですよ。それで、そんな内容が書いてあるのですよ。

これ、私はどういうことかと思って読みました。

それで、念のために聞きますけれど、家庭系の可燃ごみの有料化を未だに検討されているのか、このことを1点お聞きしたいと思います。

それから、もう1点ですが、目標達成に向けたロードマップというのがあるのですが、その中に、再生可能エネルギーの導入として、太陽光発電事業の導入コスト等の試算という記載がございます。

この太陽光発電の導入コストの試算については、表を見る限り、計画の時期としては、前期2019年から2024年の真ん中ぐらいの時期に完成させるように、その計画書の中の図を見ると書いてあるのですね。

ということは、もうそろそろこれに手をつけておかないといけないわけなのです。来年がちょうど前期の真ん中ぐらいになるわけなのです。来年度が。

ですので、手をつけているような気がしないのだけれど、掲げているからには、きちんと計画のとおり遂行していただきたいと思うのですが、この2点について、お考えや進捗状況等がありましたらお聞きしたいと思います。

○道工晴久議長 しゃあわせ創造部理事、辻里光則君。

○辻里しゃあわせ創造部理事 中原議員のご質問にお答えします。

1点目の、家庭から排出される可燃ごみの有料化制度の検討についてですが、ごみ処理施設の新設による自己処理、あるいは広域処理など具体的に検討する時期が来るかと思いますが、当面は設備更新や修繕を行いながら事業処理を継続していくとしておりますので、有料化の検討は行っていません。

2点目の太陽光発電導入コスト等の試算についてですが、施設の設備の更新や建替え時において省エネルギー型設備、機器の導入や自家消費を主目的とした再生可能エネルギーの導入を検討し、温室効果ガス総排出量の削減を図るとしてはありますが、現在、対象施設等がないため試算等は行っておりません。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 1点目の、家庭系可燃ごみの有料化というのは行ってないということでありました、そうだろうと思っていましたけれど。それだったら、なぜ計画にそれを書いてあるのかと、少し疑問に思っておりますけれど。また、後で見直しのことはいいますので、このことも含めて見直しを行っていただきたいと思います。

それで、太陽光発電のことなのですが、対象の施設がないので試算していないとおっしゃりましたが、岬町は太陽光発電事業には非常に向いている地域なのですよ。

全国的にも、地図などでも、ネットで調べたら出ますけれど、非常に太陽光発電を行ったときに有効性があるという地域だと位置づけられていますので、対象の施設がないというのが、私に

したらよく分からないと言うか、例えば、庁舎の屋上だって付けたらいいのです。

それぞれに公共施設がたくさんありますよね、保育所の屋上だとか、太陽光がたくさん当たる条件があるところは全て太陽光発電の対象施設だと私は思いますので。

ただ、これは試算しようと思えば、対象の施設の選定も必要ですし、また計算も必要だということ、一定の時間もかかるでしょうし、専門的な知見も必要なことであると思います。

ただ、これは今後のことを考えても必要なことですので、計画に掲げられているとおりに実行していただきたいと、試算を出すという作業を行っていただきたいと思っています。

その点で、今回の議会で、過疎地域持続的発展計画案が議案として提案されておりまして、その中に、公共施設等太陽光発電設備設置事業という記載がその中にあるのですね。

ですので、この過疎債という、そういったものも活用して太陽光発電事業について具体的に計画を進めていくということをご進めさせていただきたいと思います。

この過疎地域の指定というのは、基準が変わったからたまたま入ったような側面ももちろんありますけれども、これは決して喜べるものではないのですが、財政支援が受けられる有利な期間であるということをご存分に活かして具体化すべきと考えますので、ぜひ検討を急ぐように求めているとおきます。

この質問の最後に、計画そのものの見直しについてお聞きしたいと思います。

先ほど、家庭系ごみの有料化は考えていないのに載っているという話をしました。

それ以外にも、たくさん見直しが求められるところがありまして、例えば、計画策定時で言いますと、前提にされていたのは2015年のCOP21、パリ協定という、産業革命前の時期から1.5度未満に気温の上昇を抑えようと、重要な協定をしたわけですが、その考え方を前提に策定されています。

ただ、先だってCOP26が行われました。来年はCOP27が行われるわけなのですよ。

その都度その都度の最新の状況を反映する必要があるだろうと思いますので、全面的に見直しを検討されてはどうかということなのです。

国内的に見ても、温暖化対策推進法が改定されておりますので、その上で地方自治体に求められる対応も新たに生まれているという事情もあります。

それから、そもそもこの計画の中には、平成がたくさん出てきているのですよ。それもあって見直しが必要かと思っておりますので、作業としては大変かもしれませんが、ぜひこの機会に見直されることをお勧めしたいと思うのですが、この点はいかがでしょう。

○道工晴久議長 しあわせ創造部理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部理事 ただいまの質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、COP26が開催され、今後の10年間の間に温室効果ガス排出量の削減をさらに推進していくことが改めて確認されました。

また、日本におきましても、地球温暖化対策推進法及び地球温暖化対策計画並びに気候変動適用法及び同法に基づく気候変動適用計画を基盤に、2050年カーボンニュートラル実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくことが示されております。

このように、国内外の動向が変化しているため、本町におきましても計画期間のおよそ中間年度である令和7年度を目標に見直しを行ってまいりたいと考えております。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 令和7年は2025年かしらね、そうですね。なるほど。

私はもっと早く見直したほうがいいと思いますけれど、先ほどの答弁をお聞きすると、必要な勉強をしっかりとされているようで、それはぜひ存分に活かしていただいて、会議体をつくることもそうですし、宿題がたくさんある問題ですので、一度に見直すということは難しいかもしれませんが、最新の状況を反映して着実に計画を推進していただきたいと求めておきます。

日本は、この問題では国際NGOから連続して化石賞という不名誉な賞を贈られるほど温暖化防止には後ろ向きな施策を取っておりますので、そこはしっかりと見た上で、地方が果たす役割と責任が一層重くなると思っております。

根本的には国政上のエネルギー計画の抜本的な転換が必要だと考えるものでありますけれども、取り返しのつかない事態に立ち入る前に地球的規模での死活的問題に意欲的に地方自治体としても取り組むことを求めてこの問題の質問を終えたいと思います。

最後の質問です。

コロナ危機から住民と事業者を守るためにということで質問をさせていただきます。

新型コロナの感染者は減少傾向にありますが、ここに来て新たな変異株、オミクロン株が発見され、昨日、日本でも初めて検出、確認されました。

オミクロン株については未解明な部分が多い状況にありますが、感染力が高まっている恐れが指摘されており、最大級の警戒が必要であるということは言うまでもありません。

新型コロナによる影響が長く続く中で、岬町としても様々な努力を行ってきたことは前向きに評価するところではありますが、引き続き支援が必要であることは改めて強調するまでもありません。

今回は、11月19日に閣議決定された経済対策の中で、岬町の住民や事業者の皆さんに関わ

りのある問題についてお尋ねしたいと思います。

閣議決定に基づく補正予算案も、全体としては大いに問題が含まれていると私は考えているものでありますけれども、岬町の住民や事業者の利益に適うものについては最大限活用をし、また足りない点については町独自に補うことを求めるものであります。

最初にお聞きするのは、10万円の給付金の問題であります。

時間があまりありませんので割愛せざるを得ないのですが、町長にお尋ねいたします。

18歳以下の子どもへの給付の問題です。

これは、所得制限が設けられるという計画になっておりますけれども、そのために対象から外れる子育て家庭が生まれてしまう可能性が大いにありますので、ぜひ、この対象にならない世帯に対して岬町が独自に、少なくとも先に支給をする5万円については支給をされてはいいかかというように思います。お考えをお聞きします。

○道工晴久議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 お答えさせていただきます。

児童手当の所得上限を超えた子育て世帯の臨時特例給付金支給対象者に該当しない方への町独自の考え方はないのかということだろうと思っておりますので、お答えさせていただきます。

非常に難しい質問であります。

国は一応所得制限を設けた上で子ども手当を支給するということになっております。

しかし、今、コロナ禍の中でこの2年間、非常に大変な状況が続いておりますし、そういうことを考えると、所得制限を超える方について、子ども手当を支給しないというのは非常に難しい判断をしなければならないかと思っております。

財政も非常に厳しい状況ではありますけれども、この場で即答することは少しできませんけれども、この件については財政当局と十分協議をしながら速やかに検討してまいりたいと、このように思っておりますのでよろしく願いいたします。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 ぜひ前向きにご検討いただきたいと思います。

今日、本会議の前に二つ議会の会議がありましたけれど、その中で西部長は、この議案の提案に当たって、事業の目的を子ども子育て支援というようにおっしゃっていました。

この事業は、そもそも目的がよく分かりにくいのですけれども、ただ、所得制限を設けずに全ての子どもへの支給とするべきであろうと私は思いますので、ぜひご検討をいただくようにしたいと思っております。

それから、経済対策の中で、事業者向けの給付金についても打ち出されておりました。

それで、これは時期がなぜか11月から来年の3月という5か月間という期間が示されていて、その5か月間のうちのどれかの月が売上げが50%以上、または30から50%未満減少した事業者を対象にするのだということで、売上高等に応じて支給額の上限額が決まっているというものが示されました。

そういったものを詳細が分かった段階でしっかりと漏れなく対象になる方に利用していただけるようによく周知をしていただきたいということが一つの要望なのです。

それから、もう一つ、これはお尋ねしますけれども、大阪府の一時支援金という事業が始まっております、これは国の月次支援金という制度の4月から8月の間に受給した人だけを対象にしているのですね。

この月次支援金というのは、9月、10月もまだ行っているのですよ、今。9月は11月で受付が終わった。

10月分が申請できる状態にあるのに、なぜ大阪府は8月までの月次支援金を受けた人だけなのかというように私は思っているわけなのです。

大阪府のホームページを見たら、早く支給するためだと書いてあるのですよ。私は意味が分からないと思っていますよ。

申請がなされたら、なされたことに対して早く支給したらいいですよ。それなのに、早く支給するためと、あなたたちが早く支給の仕事終えたいためかと思うぐらい、何と冷たいと思っているのですけれど。

こういう、漏れる方というのが出てくるのですよね。そういった方への手立てを是非、町独自にお考えいただきたいと思うのですが、お答えいただきたいと思います。

○道工晴久議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

新たな経済対策ではおっしゃいますとおり、最大250万円で売上げを3段階に分けて実施するというございますけれども、これから補正予算が審議されるということでもありますので、その動向も見据えながら、あと、大阪府の一時支援金の上乗せ分につきましても、この11月5日から受付を開始されているようですけれども、12月24日までが申請期限になってますので、商工会さんに聞いてみますと、会員さんについて、もう少し周知を徹底していくというようなお話をされてましたし、相談があったらどうするかお聞きしましたら、それについてもご相談窓口がそういうところについて周知していきますよというようなご回答をいただいているところで

ございます。

これまでも町独自の支援金というのは実施してまいりました。

この実施については、国や大阪府が売上げ減少幅を50%以上というような設定が多かったものですから、その50%未満になる方で、やはり影響を受けた方もいらっしゃるということで実施してまいりました。

今回は3段階ということで、50%の壁が初めてもう少し低くなっておりますけれども、そういった中で、詳細が示されていないところでございますので、現状の国や大阪府の支援策や新たな支援策を含めて状況を見据えて、町として独自の支援策が必要かどうかを見極めていく必要がありますので、とはいうものの、本町の財政状況は非常に厳しい状況下にありますので、これらの支援策の財源となる、これまでありました新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金、これの追加交付があるかどうか、その部分が非常に重要になってくるのかなと思っておりまして、それらも踏まえて検討を加えてまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

○道工晴久議長 中原 晶君の質問が終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。本日はこれで散会します。

(午後 4時1分 散会)

以上の記録が本町議会第4回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和3年12月1日

岬町議会

議 長 道 工 晴 久

議 員 和 田 勝 弘

議 員 出 口 実